

『吹田ごみ物語』

—吹田とごみと人々と—

目次

◆ 目次	2- 3
◆ はじめに（土屋正春）	4- 5
◆ 第1期 吹田市誕生から万博ごみ問題まで（大正末期～昭和43年）	6-19
①吹田市誕生のころ	7 大正時代 7 / 昭和初期 7 / 吹田市の誕生 7
②経済成長とごみの急増	8-11 吹田市清掃条例と収集の機動化 8 / 人口の急増 10
③ニュータウンのごみ問題	12-16 ごみへの積極的対応 12 嫌われるごみ施設【その1. 高野台焼却場建設問題】 12 嫌われるごみ施設【その2. 南清掃工場建設問題】 15 嫌われるごみ施設【その3. 油谷処分地問題】 15
④万国博覧会とごみ問題	17-19 北工場竣工 17 / 万博開催期間中のごみの行方 19
◆ 第2期 定日分別テストから3種分別導入まで（昭和44年～54年）	20-31
①強まる市民の要望	21-22 「定日化」、「週2回」の要望 21 / 市の考え方 21 ステーション方式の導入 21
②定日・定時・個別梱包収集のテスト	22-27 吹一学区でテスト開始 22 / テストの結果 26 実現されなかったコンテナ方式構想 26
③大掃除の廃止と2種分別の導入	28 大掃除の廃止 28 / 粗大ごみ破碎工場の運転開始 28
④亀岡の処分地問題	29-30 亀岡残灰処分地計画 29 / 問題の発覚 29 / 国との裁判 29 ⑤3種分別の拡大
◆ 第3期 ごみ行政の計画化と基本構想（昭和55年～63年）	32-56
①再生資源集団回収報償金制度などの発足	33-34 報償金制度の発足 33 / 報償金制度のしくみ 33 / 報償金 33 カレット集団回収の奨励開始 34
②北工場・第2工場の完成とごみ行政の計画性	35-36 新工場の完成 35 / ごみ行政の計画性 35 / ごみ袋のテスト配布 36
③廃棄物処理に関する条例の一部改正	36-38 手数料の改正 36 / 産業廃棄物処理の廃止 38

◆ ④転換への準備	39-48 社会実験調査の準備 39 / 社会実験調査の方法 40 分別は適正だったか 43 / 様々な立場の様々な意見 44 現場職員による検討会 46
◆ ⑤「吹田市廃棄物処理基本構想・基本計画」の作成	49-50 基本構想・基本計画の策定 49 / 市民参加の懇話会 49 資源リサイクルセンター建設基金 49
◆ ⑥5種分別の決定とモデル収集の実施	51-54 方針の決定 51 / モデル収集の方法 51 どのような容器が用いられたか 52 / モデル収集の準備 52 モデル収集地区の選定 53 / 市民への説明 53 / モデル収集の経費 54
◆ ⑦モデル収集についてのアンケート調査	54-56 アンケートにこめた市の期待 54 / 市民の反応 55 モデル収集の問題点 55 / 5種分別の効果 55
◆ 第4期 5種分別の実施（平成元年～現在）	57-76
①説明会とその実施	58-59 説明会は994回 58 / 本格実施へ 59
②吹田市資源リサイクルセンターの建設	59-69 吹田市資源リサイクルセンター 59 / 吹田市破碎選別工場 64 財団法人千里リサイクルプラザの設立 66 現在行なわれている財団の事業 67
③「廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の施行	70
④現在の課題	71-74 事業系廃棄物への対応 71 / 生活の変化への対応 72 リサイクル成果の頭打ち 73 阪大病院の移転に伴う感染性廃棄物の問題 73
⑤行政と市民のよりよい連携を目指して	75
◆ 資 料	77-90
①吹田市廃棄物処理基本構想・基本計画の概要	77-81
②『吹田ごみ物語』歴史年表	82-85
③吹田市の人口とごみ収集量の推移	86-87
④吹田市概要	88-89
⑤参考文献	90
◆ 吹田ごみ行政の歴史研究から	92-94
◆ 編集後記	95
◆ 奥付	96

●はじめに

家庭の台所ごみから産業廃棄物まで、ごみをめぐる問題が毎日のようにメディアに流れています。時代の産物であるこの問題を市民の生活感覚で見直そうと、千里リサイクルプラザは設立されました。そのひとつ、千里リサイクルプラザ研究所は、希望すれば誰もが参加できる市民研究員と、「ごみ」や「環境問題」という枠にとらわれない大学教員から構成されています。しかし、問題が多様なだけに研究グループもいくつかに分かれていて、その一つ、主にごみをめぐるルールを研究しようとするグループの共同作業の成果がこの冊子です。

しかし、はじめからこうした冊子を作成することを目標にしたわけではなく、あるときの研究会で「今まではどういうごみ集めがされていたのか」という基本的な疑問が出され、おもしろそだから調べてみようとはじめたのがきっかけでした。しかし、それが2年間もかかる作業になるとは誰も考えていませんでした。とにかく、ほんの10年も前のことであっても市役所の資料だけでは不十分で、多くが関係者の聞き取りに頼らざるをえなかったのです。

ごみ問題の事態が現在のように深刻になったのも、「文化的生活」のもたらす影の産物を見て見ぬふりをしてきたからです。これは、ごみ問題が伝統的な意味での政策課題として、あまり認識されたことがなかったためといえるでしょう。それだけに、場面を吹田市に限定しても、乏しい点を細い線と結ぶ作業は、他人の記憶を頼りに2万ピースのジグソーパズルを額を寄せ合って再現するというようなものでした。夏の暑い盛りにかつての市長さんを訪ねたり、

楽しげな公園の中に残るごみ埋立地の跡を読み取ったりと、それはもうたいへんな根気と情熱が發揮されました。

共同作業のメンバーとなった市民研究員は年齢も仕事も様々で、こんな昔のことを調べても今のごみが減るわけではないと会合の度に苦言が呈されてもいました。そういうながらも実は細かな資料を丹念に探し歩いたり、はじめて触るパソコンをいつしか我がものにしてしまったりしながら、何度も大学の研究室に夜遅くまで集まって作業を進めて、ようやくここまできました。

資料も集まり、原稿をまとめる段階になった頃には、「いくら行政と市民とが分別やリサイクルに協力をしても、その行く手には高い壁がそびえているのではないか。このままでは限界があるのではないか」、こうした感想をメンバーの皆さんと共に抱くようになりました。その結果、次の研究テーマとして包装廃棄物をめぐる問題があげられたのはごく自然なことです。これからも小さな集いが重ねられ、少しづつ前進することでしょう。

「市民研究」や「市民参加」は今では一種の流行語のようですが、ことさらに市民という言葉を必要とする意味について、あるいはまた、この種の研究の進め方や大学という組織との協力関係のあり方について、私自身いろいろと多くを学んだ気がしています。

最後になりましたが、吹田市環境事業部をはじめ、関係者の方々に厚く御礼申し上げます。

財団法人 千里リサイクルプラザ
主担研究員 土屋正春



1. 吹田市誕生のころ

大正時代

大正時代、現在の吹田市の中心部はまだ合併前の三島郡吹田町でした。

当時の吹田町では、ごみはそれぞれの家庭で埋められたり、焼いて処理されるというものでしたが、時代が経過するに従って捨てられたごみが道路や宅地に山積し、まち全体の不潔さや不衛生ぶりも目立つようになりました。

大正14年(1925年)8月には吹田町衛生組合が設立され、肩曳車かたひきぐるまでごみを収集し、神崎川の河原で焼却するという牧歌的な処理方法がはじまりました。これは、現在の収集処理方法の原型のようなものといえます。

昭和初期

昭和初期に入り、ごみを河原で焼却するというような方法は許されなくなりました。このため昭和10年(1935年)には、当時としては破天荒の9,000円(※註)の経費かねもが投じられ、川面町かわも(※註)に最初の塵芥焼却場じんかいじやくじょうが建設されました。

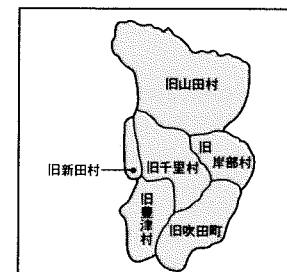
昭和13年(1938年)になると衛生組合は解散となり、それまでのごみ収集処理事業は町役場に引き継がれました。ちなみに当時、ごみの収集・処理についての手数料は町民が負担しています。

吹田市の誕生

昭和15年(1940年)4月、三島郡吹田町と千里村、岸部村、豊津村が合併し、人口66,094人の田園都市として吹田市が誕生しました。さらに昭和28年(1953年)には下新田の一部が、同30年(1955年)には山田村が吹田市に編入されました。

吹田市としての市制が実施される中、ごみの収集処理事業は市の責務として旧吹田町から引き継がれ、昭和21年(1946年)にははじめて定期的なごみ収集が行なわれるようになりました。ごみは自転車で週1回程度収集され、その約3分の2は埋立処理、そして残りが焼却処理されるという方法がとられていました。

合併前の行政区域地図



註: 9,000円／この当時、吹田町の総予算が数万円程度だったので、いかにこの工事が大きなものかがわかる。

註: 川面町／現在の川岸町。

2. 経渶成長とごみの急増

吹田市清掃条例と収集の機動化

市域も拡大する中、「清掃法」の制定を受ける形で昭和29年(1954年)12月、吹田市はその後長い期間にわたりごみ行政の基本となった「吹田市清掃条例」を制定しました。昭和31年(1956年)11月には、ごみの収集・処理についての手数料が月50円から40円(※註)に値下げされます。

昭和34年(1959年)には水を含まない衛生的なコンクリート製のごみ箱(※註)が各戸で使われるようになりました。このコンクリート製のごみ箱は吹田市が設置したものではなく、衛生婦人奉仕会(※註)の斡旋によって各家庭が購入したものです。

ごみの収集はそれまで通り週に1回程度でしたが、昭和35年(1960年)を機に収集車は自転車から三輪トラックへ、そしてその後、三輪トラックから四輪トラックへと変化していきます。このことは、増大する一方であったごみへの対処が次第にある種の問題を含みはじめたことを表しています。

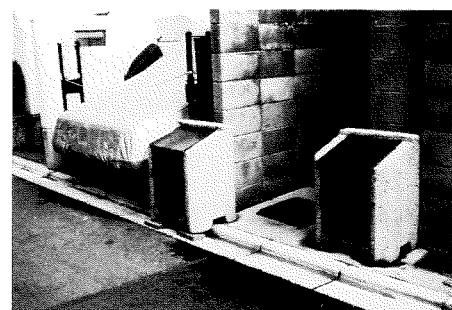
ごみ環境の変遷

時代	処理主体	収集車	処理方法
大正14年	各家庭ごみ処理 吹田町衛生組合の設立	肩曳車での収集	河原での焼却
昭和10年代	町役場がごみ処理対応		焼却場での初の焼却
昭和20年代	市役所がごみ処理対応	月1回、自転車での収集	1/3を焼却、2/3を埋立
昭和30年代	コンクリート製ごみ箱の設置 吹田市清掃条例の制定	三輪自動車、そして トラックでの収集に	収集手数料の引き上げ

註：40円／昭和31年当時、大卒の入社1年後の月給が13,112円だった頃の40円のこと。

註：ごみ箱／それまでは、いわゆるみかん箱や石炭箱にコールタールなどの防腐剤を塗布した、40リットル程度の木製のごみ箱が使われていた。蓋の付いた石炭箱で25円だった。

註：衛生婦人奉仕会／いわゆる母子会のこと。



コンクリート製のごみ箱

ゴミ箱の今昔 (吹田母子会『吹田母子会20年の歩み』昭和45年12月3日発行より原文のまま抜粋)

昭和25年頃にはゴミ箱のない家庭が沢山ありました。完全に蓋が出来てハエが出入りしないようなゴミ箱を置いた家は何パーセントしかなく、破れたバケツをゴミ入れにしたり、蓋のない石炭箱でも置いてあれば良い方で、ゴミを入れた塵取を下げるて出て空地やドブへ捨てても悪いと感じない人の方が、完全なゴミ箱を用意した人より遥かに多い有様でした。

蓋のないゴミ箱や破れバケツから紙屑などが溢れ、そこへ厨芥が一緒に捨ててあり、殆ど四季を通してハエが群っている状態は、本当に不潔の見本のように思われましたので、完全なゴミ箱を設ける運動は早速に始められました。

しかし蓋のついた石炭箱でも25円位いましたから私たちの掛け声だけではなかなか揃いません。そこで考えついたのは“ゴミ箱を塗ろう”という手でした。

防腐剤(クレゾール)を塗ったら腐りませんよ…ということで“一緒に塗りましょう”運動を始めましたが、その規模は1隣組か乃至は数隣組の範囲のものでした。熱心な地区委員が支部委員の周囲にとどまります。比較的広く行われたのは川面町、松ヶ鼻町だったと記憶されます。揃って塗装した一画では見栄もよくクレゾールの特有の臭いが一帯に漂って、何がしか衛生的な感じが一つの魅力とされたようでした。

塗装するということはバケツでは駄目なので、箱を用意せねばならないことになり、蓋も塗るというので蓋を用意することになりました。

しかし、この程度ではなかなか全体を良くすることは困難で、全体のレベルを上げたのは31年の全市一斉無料塗装事業だったと思います。この事業で一応全市各家庭が完全なゴミ箱を持つようになりました。

整備されたゴミ箱はクレゾール塗装をする位ですから総て木箱でした。屋外で風雨に曝らされ炎天に照りつけられれば長からず壊れていきます。妙なもので一度整備したものが壊われると、もっと丈夫なものを…という気持ちの湧くのが人情で、会員からコンクリート製のゴミ箱を安く斡旋して欲しいという声が高まってきた。

この声を受けて34年を手始めに35年から大々的にコンクリート製ゴミ箱の斡旋を実施しました。メーカーと特約してあの町へ50個、この町へ100個と毎日のように運ばれ、36年、37年という間に全市から木箱の姿が消えてしまいました。

36年頃から世間には密閉を長所としたポリ容器が出廻ってきました。府衛婦の要請もあってこの斡旋について検討いたしましたが、一つには先年斡旋したコンクリート容器がまだ大体完全なままでありましたし、ポリ容器はゴミの収集作業には便利でも破損しやすいと考えられましたので、その斡旋を見送り、その代り37年から厨芥を入れるポリ袋の斡旋を始めましたところ年間百万枚位に及びました。



ごみ箱にクレゾールを塗装する様子

初期のごみ関連法制

わが国で全国的な規模でのごみに関する制度が定められたのは、明治33年(1900年)の「汚物掃除法」がはじめてです。この法律は、汚物を清掃し、清潔さを保持するという義務を各市町村に課しました。地方自治体がごみ問題に責任を持つという形式は、この時からスタートしています。

その後、昭和29年(1954年)になると「汚物掃除法」に代わって「清掃法」が制定されます。この法律は、ごみを衛生的に処理するという行政の責任と同時に、一般市民の役割や協力についても規定しました。第5条の「何人も公園、広場、道路、河川、港湾、その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない」という文言が、その性格を物語っています。清潔な環境を維持することは国民すべての努力目標として位置づけられ、公共の場所の管理者、つまり行政機関が、その管理する場所の清潔さを保つように維持する義務も同じ第5条ではっきりと規定されています。

人口の急増

昭和30年代の後半(1960年代前半)からはじまった高度経済成長と、吹田市の急激な人口増加は予測をはるかに上回る勢いでした。ごみの排出量は増加し、焼却処理能力の不足はどうしようもなく、ごみをとりまく状況は深刻になりました。

市制がスタートした昭和15年(1940年)、吹田市の人口は約66,000人でしたが、千里ニュータウン(※註)の入居がはじまった昭和37年を含む昭和35年(1960年)から40年(1965年)までの5年の間に、約8万人も増加したのです。昭和45年(1970年)に人口は約26万人となり、大阪府下でも有数の増加率を記録しました。

処理しなければならないごみの量も増える一方でしたが、埋立地での処理に頼る以外には方法がない上に、空地や山林も次第に乏しくなり、埋立てによるごみ処理がいずれ行き詰まるのは予想できましたことでした。

いわゆる消費革命(※註)の進行で、生産すれば消費し、最後はごみの問題となります。ごみ問題は大都市だけに発生する問題ではなく、むしろ処理施設の整備が遅れた中小都市をごみ戦争の中に放り投げる問題として存在するようになったのです。しかし、一般市民のごみに対する関心はまだ低いのが実状でした。

註：千里ニュータウン／昭和30年代に日本は急激な経済成長を迎え、都市への人口集中が激しくなった。地価高騰に伴い、住宅建設は地価の安い都市周辺へと伸びていく中、大阪府は都市としての機能や施設を持ち、健康で文化的な生活ができる住宅都市として千里ニュータウン建設を計画。吹田・豊中の両市にまたがる人口15万人のベッドタウンを目指し、昭和37年(1962年)11月に街開きが行なわれた。

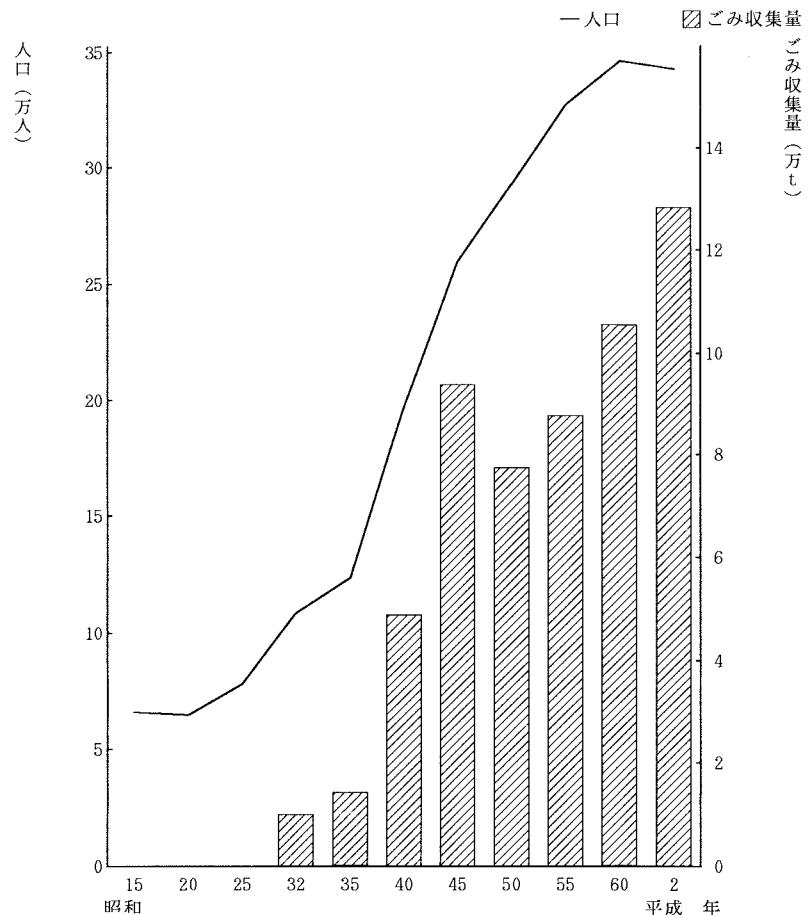
註：消費革命／日本の高度経済成長に伴う大量生産・大量消費のもとに生じた、国民生活の様式の変化。

吹田市の人口とごみ処理量の推移

年 度	人 口 (人)	年間ごみ 収集量(t)	1日1人あたり ごみ排出量(g)	時代環境
昭和15年	66,094	—	—	吹田市制スタート
20年	64,703	—	—	ごみ収集に自転車使用(昭和21年～)
25年	78,415	—	—	
32年	108,738	10,204	257	吹田市清掃条例制定(昭和29年)
35年	124,028	14,313	316	ごみ収集に三輪自動車使用(昭和35年)
40年	197,272	49,114	682	千里ニュータウン入居開始(昭和37年)
45年	259,605	94,047	993	日本万国博覧会開催
50年	292,719	77,572	* 724	3種分別収集開始
55年	326,968	87,932	737	北工場・第2工場竣工(昭和56年)
60年	345,646	105,863	839	吹田市廃棄物処理基本構想・基本計画策定(昭和61年)
平成2年	342,179	128,381	1,028	5種分別収集本格実施移行開始(平成元年)

※註：昭和31年以前の年間ごみ収集量と一日ひとりあたりごみ排出量についてはデータなし。

*印のみ1年を366日として算出し、他は365日。



3. ニュータウンのごみ問題

ごみへの積極的対応

昭和37年(1962年)、千里ニュータウンへの入居が開始されましたが、このことはその後に発生した大きなごみ問題への伏線となります。

またこの頃、ごみの収集に不便なこともあってコンクリート製のごみ箱の使用をやめ、代わりに40リットルの蓋付きボリ容器が使用されるようになりました。

それと同時に、収集事業の一部を業者に委託する措置がとされました。つまり、ごみの収集事業が市の直営と委託業者との2本立てになったわけです。増えるごみについて、まず収集方法の効率化が考えられたようです。

昭和39年(1964年)、吹田市の機構改革に伴い、保健部、そして清掃事務所が新設されました。これを機に、新式の塵芥収集用パッカー車(※註)がはじめて購入されましたが、収集方法の効率化の傾向はこの点にも見ることができます。

嫌われるごみ施設 [その1. 高野台焼却場建設問題]

1) 立地の確定

昭和34年(1959年)から吹田市では将来の人口増に備えて、南北に区分した市域それぞれに焼却場を建設し、ごみを処理する計画をたてていました。偶然にも昭和36年(1961年)から大阪府が千里ニュータウンを建設することになり、その建設計画の中に北地区ごみ焼却場建設の基本方針が盛り込まれていました。吹田市は、ニュータウン内の適地に焼却場を早急に建設することを大阪府に申し入れることになります。

大阪府企業局は千里ニュータウン建設の当初からごみ焼却場をはじめ、終末処理場(※註)や公園墓地などの公共施設についても検討を重ね、焼却場建設に関してはニュータウン全域からのごみ(※註)を処理する規模を予定していました。

塵芥収集用パッカー車



註：塵芥収集用パッカー車／押し込み板で塵芥を押しつぶしながら、ボディ内に積み込む方式の車。

註：終末処理場／焼却や破碎などといった中間処理した後、ごみが運び込まれる最後の処理場となる埋立処分地のこと。

註：ニュータウン全域からのごみ／ニュータウンが完成すると、人口約15万人分のごみが出ると予測されていた。

しかしニュータウンの豊中地区では、豊中市単独で処理しようという計画が立てられたため、吹田市は独自のごみ焼却場をニュータウン内に建設する新たな構想をもとに、敷地決定や焼却炉容量決定など綿密な検討をはじめました。

地形やごみの収集動線、環境の維持などを総合的に考慮し、千里ニュータウン地区内の適地を検討した結果、高野台5丁目周辺の緑地帯の一画、15,800m²が焼却場建設用地と決定されました。その理由は以下の点です。

- a. ごみを収集する際に住区内の道路を通過せず、都市計画街路と専用道路を通って運搬できるので、付近の住民に迷惑をかけない。
- b. 周辺の建物は低い位置にある上、建設用地は緑地帯で周囲から遮断されているので、環境上適当である。
- c. ごみ焼却に伴う処理水や敷地内の雨水をすぐ近くの污水幹線や雨水幹線に流せる。こうしてこの計画は昭和40年(1965年)7月、正式に都市計画事業として決定されました。

2) 住民との折衝経過

昭和40年(1965年)10月12日から工事は着工されました。しかし地元住民、特に高野台地区住民からごみ焼却場建設反対の強い声があがり、陳情も重ねられ、府は一部地域の変更を検討し、昭和41年(1966年)4月16日に工事を中止します。地元の反対意見の内容は次のようなものです。

- a. この焼却場建設は大阪府企業局の一方的なもので、住民に計画を事前に示すことなく建設したことは、民主主義の原則を侵害するものである。
- b. この地区の土地や建物を購入した時点では、この建設予定地は緑地帯として保存されるべき場所になっていた。
- c. 建設予定地は住宅からわずか50mの至近距離にあり、公害が必ず発生する。
- d. 建設予定地はニュータウンの入口付近に位置し、ここでのごみ焼却工場建設は周辺の風致を害する。
- e. 建設予定地は万博の敷地や隣接諸都市も含めて広域的に再検討すべきである。一方、地元の反対に対する大阪府企業局の回答は次のようなものでした。
- a. ごみ焼却場をはじめ公共施設の建設にあたっては、都市計画法に基づいて大阪府民の代表者により構成されている大阪都市計画地方審議会で十分審議されているので、一方的に建設するというものではない。
- b. 緑地帯を使用するにしても一部分の使用であり、また建設予定地は窪地で周辺からは見えづらい上、残りの緑地に対しても他の緑地より密度の高い植樹を行なうことにしていました。

- c.当施設は国内の焼却場の最先端をいく優秀な施設であり、集塵設備に万全を期しているので、心配されているような公害は生じないと考える。
 - d.建設予定地はニュータウン入口の千里1号線から展望しても、一つの丘陵でさえぎられており、煙突は見えるが施設そのものは窪地に遮蔽されているので、風致を害することにはならない。
 - e.企業局としても万博の敷地を含めた広域処理を検討していたが、万博からのごみは周辺諸都市に依存する考え方で、独自の焼却場は必要ないという見解をとっている。また隣接都市では現在、新規の焼却場を建設済みか建設中であり、今から再検討の余地がない。
- 大阪府はこうした説明を行ない、ニュータウン内での適地の再検討を地元、吹田市とともに調査しましたが、予定地に勝る敷地はないとの結論が出ているので、予定地での建設を進めたいと主張しました。

北焼却工場建設についての折衝経過 [昭和41年(1966年)]

(参考: 大阪府『千里ニュータウンの建設』昭和45年3月1日発行)

- | | |
|-------|--|
| 1月15日 | 高野台住民60名が焼却場設置反対住民大会を開催 |
| 29日 | 住民111名が府企業局へ陳情、抗議署名簿を提出 |
| 2月1日 | 府企業局長が抗議文に対し回答
住民が府庁へ反対陳情 (~5日) |
| 7日 | 住民が吹田市議会へ設置場所再検討の請願書を提出 |
| 10日 | 住民が大阪府議会へ設置反対の請願書を提出、陳情団120名が反対陳情 |
| 15日 | 府市が地元民150名に対して説明会を開催 |
| 21日 | 住民は吹田市の事務執行について監査を請求 |
| 3月14日 | 学識経験者が集まり公害問題を打合せ |
| 23日 | 陳情団60名が反対陳情 |
| 30日 | 吹田市議会が請願を採択 |
| 4月16日 | 地区内適地調査のため工事中止 |
| 26日 | 地元・府・市、三者による地区内適地調査 |
| 30日 | 地区内調査結果から「現在地にまさる所はない」との結論に |
| 5月14日 | 吹田市は建設工事の再開を要望 |
| 7月1日 | 吹田市議会で市長からの要望決議案を可決
2日 吹田市は工事の即時再開を要望
地元側は「工事を再開しないよう」陳情 (~8日) |
| 8月2日 | 吹田市が工事の再開を強く要望 |
| 9月8日 | 府議会委員会が住民代表から反対趣旨を聞く |
| 20日 | 住民が連日府議会各派へ反対陳情 (~22日) |

嫌われるごみ施設 [その2. 南清掃工場建設問題]

高野台での建設設計画が変更になった同じ昭和41年(1966年)の6月には、川岸町の旧焼却炉の後ろに南清掃工場(※註)が完成しましたが、この工場の建設をめぐっても地元から反対の声があがりました。

川岸町の住民は、ほぼ同時に計画が進められていたニュータウンの高野台焼却工場建設設計画が反対運動により中断したことを見た、ニュータウンのごみがこちらに来るのではないか、さらに万博会場から出るごみまで押しつけられるのではないかと恐れたのです。

このため南清掃工場の施設は昭和41年(1966年)にできあがりましたが、正式に竣工したことにはならず、北工場建設問題が解決する昭和43年(1968年)9月まで試運転形式でのごみの焼却が続きました。

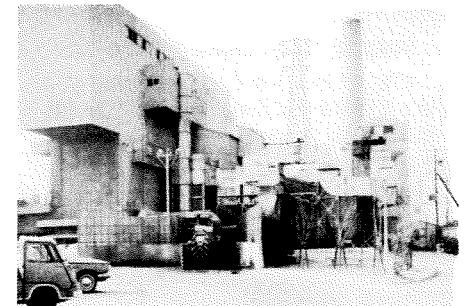
嫌われるごみ施設 [その3 油谷処分地問題]

高野台の焼却工場建設設計画が陽の目を見ないことがはっきりするにつれて、ニュータウンから出るごみをどうするかが大きな問題となりました。市はその処分予定地として箕面市粟生間谷(※註)の山林を検討しましたが、交渉は不調に終り、ごみの行き先を求めた結果、昭和39年(1964年)7月から原町油谷(※註)の民有地を借りて、ニュータウンのごみを処分するようになります。

油谷で処分されるごみは1日当たり30tもの量でしたが、はじめは処分地が民家から相当離れていたため、あまり問題にはなりませんでした。ところが昭和42年(1967年)の春頃になると、ごみの山が朝日が丘や藤が丘などの住宅まであと200mのところに迫ってくるほどになり、地元住民は悪臭をまともに受け、さらに蠅や蚊の大量発生に悩まされるようになりました。

このため4月末には、浄化促進協議会を結成した住民が約100名の署名を集めて、ごみ捨て廃止を市に要求しました。市は殺虫剤を使用したり、土をかぶせたりもしましたが、ごみが大量であるため事態の好転は望めませんでした。

南清掃工場



註: 南清掃工場／昭和40年(1965年)4月に着工し、昭和41年(1966年)6月に竣工した。焼却容量50tの焼却炉2基が1日8時間操業する。

註: 粟生間谷／茨木市に隣接する箕面市西部の地域。

註: 原町油谷／現在の市内原町にあった。

昭和42年(1967年)4月から俗位の埋立地(※註)を、そして昭和43年(1968年)12月から浜埋立地(※註)を新たに設けるなど、市も苦労を重ねますが、油谷の処分地への依存は続きます。初夏にはネズミや野犬が多く出没し、さらにごみから発生するガスのため火事が3回も起きるという始末でした。

昭和42年(1967年)5月には住民代表が山本市長と会い、「ごみ捨てを1日も早くやめていただきたい。誠意ある回答がなければ、ピケ(※註)を張ることも考えている」と強硬な態度を示しました。これに対して市長は「しばらくのご辛抱を」と繰り返すだけであったと、当時の新聞は報じています。

昭和42年(1967年)8月、油谷地区が大阪府指定の風致地区(※註)であることを知った浄化促進協議会は、ごみ捨て場への立入禁止の仮執行を大阪地方裁判所に申請する方針を決めるまでになりました。これが認められると決定的な打撃を受ける吹田市は、大阪府土木部に対して特別措置の認可を申請します。

事態を重視した大阪府土木部計画課は現場を視察した結果、ごみ投棄中止命令を出す方針を決定したものの、吹田市側からの特別措置認可申請に対しては、「住民に迷惑をかけないようにする」という条件付きで風致地区の形質変更を行ない、ごみの投棄継続を承認しました。しかし、これですべてが円満に解決したわけではなく、油谷のごみ処分地問題はその後も続いていったのです。

埋立地でのごみ処理



註：俗位の埋立地／現在の吹田市片山町にあった。

註：浜埋立地／現在の摂津市別府にあった。

註：ピケ／ピケットラインの略。労働争議中、裏切りや妨害を防ぐために組合員や支援団体が作る阻止線。

註：風致地区／大正8年の旧都市計画法制定時に登場した地区分類。この地区内では、自然の景観と建築や住宅造成との調和を図るために、建築物などの建築や土地の形質の変更、木竹の伐採、建築物などの色彩の変更などが規制の対象となっている。

大阪府による形質変更の許可内容

大阪府指令土計第1028号	
吹田市	
昭和42年9月12日づけ申請の千里山風致地区内上地の形質変更は、次の条件をつけて、許可する。	
昭和42年9月27日	
大阪府知事 左藤義詮	
(条件)	
1 工事の施工により、附近住民の生活環境が悪化することのないよう適切な措置を講ずること。	
2 工事の施工に当っては殺虫剤の常時散布によって病害虫の発生を防止し、盛土によって廃棄物を被覆する等、衛生上、保安上好ましい状態を保つこと。	
3 工事の中止、変更又は完了の時は5日以内に書類をもって本府に届け出ること。	

4. 万国博覧会とごみ問題

北工場竣工

昭和43年(1968年)2月になると、万国博覧会(※註)会場の工事計画もほぼまとまり、会場のごみ対策が差し迫った急務となりました。高野台焼却場の建設が中止となり、ニュータウンのごみだけでなく、万博のごみ問題にまで苦慮した山本市長(当時)は東奔西走し、改めて万博会場の東側にごみ焼却場を建設したいこと、またそのためにも用地の確保と資金援助が必要であることを大阪府に要望し、7月に都市計画事業として決定されました。

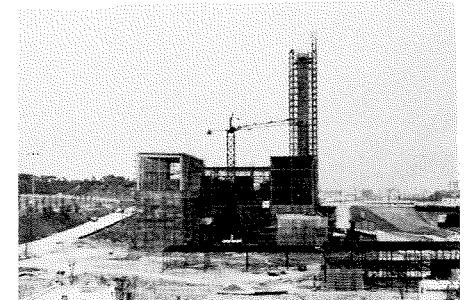
用地は万博会場の東側にあった府有地を借地し、万博終了後に万博敷地内の市有地と交換することで現在は市有地となっています。建設費は4分の1を市が負担し、残りを府が補助するという形になりました。

昭和43年(1968年)10月から北工場の建設工事は休む間もなく続けられ、万博が開幕する昭和45年(1970年)3月15日の直前の2月に竣工し、試運転もそこそこに本格運転に突入したというのが実状でした。また、同年2月に吹田市は機構改革を行ない、清掃管理課と清掃第1課・第2課を設置しました。

北工場はピット(※註)容量2,000m³、連続24時間運転で1日180tの焼却能力を持つ新鋭工場でしたが、万博のピーク時にはごみがピット容量を上回ることも予想されました。そこで、工場にある東冷房プラントの東側にスライドハウスのごみ集積場を設けて、ピット容量を上回った分は一時ここに集積し、ごみ量の少ない日に焼却することになったのです。また、この工場が故障した場合に備えて、豊中・茨木・箕面の3市に協力を要請するという対策まで講じられていました。

北工場によるごみの全量焼却実施に伴い、ごみ搬入量の正確な計量も行なわれるようになりました。このことは、単に計量を行なうということだけでなく、吹田市のごみ排出量を性格に把握することで将来のごみ処理計画などがより確実になるという意味で重要な出来事です。

万博会場東側で建設中の北工場



註：万国博覧会／「人類の進歩と調和」を統一テーマとして、昭和45年(1970年)3月14日から9月13日まで開催された博覧会。6カ月間の会期中、6,421万人の総入場者数(内外国人は130万人)と170億円の黒字をあげた。

註：ピット／工場に搬入されたごみを溜めておく施設。

北工場の完成は、長く続いた吹田市のごみ問題をようやくの解決に向かわせるだけでなく、他の二つの施設のあり方にも影響を及ぼしました。一つは、ニュータウンのごみを受け入れていた油谷の処分地が必要なくなったことです。そしてもう一つは、すでに完成していた南清掃工場の“試運転”に終止符が打たれたことです。

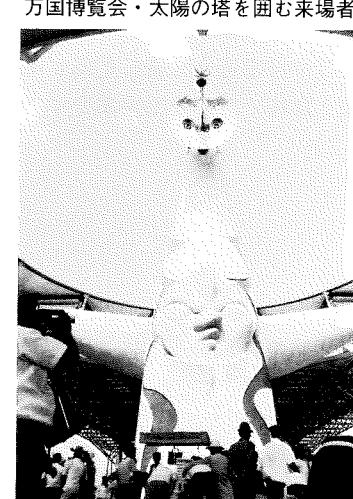
当時ニュータウンからのごみは埋立地に持っていくと地元に嫌われ、また南清掃工場が建設されても扱ってもらえないという状況にあり、市は苦慮していました。実は、地元との約束とは別に「ごみにもいろいろある。あれこれ試してみる必要がある。」という理由を使い、市はニュータウンのごみを南清掃工場で焼却し続けていたのでした。

外から見れば不思議な長期間の試運転でしたが、晴れて北工場にニュータウンのごみが運ばれ、本来の目的通り対象地域のごみだけを処理することになったのです。この間の関係者の苦労が察せられます。

この頃、吹田市は「ごみに挑む」というごみ問題に関する映画を制作し、ごみ問題についてのPR活動を実施しました。このPRは、市民にごみ問題の重要性を説き、ごみ問題への取り組みことを啓発することが目的でした。



完成した北工場



万国博覧会・太陽の塔を囲む来場者

万博開催期間中のごみの行方

ところで当初万博協会では、万博会場と性格の似ている大遊園地などのデータを参考にして、清掃計画のもととなる来場者一人あたりのごみ排出量を約400gと推定し、会期中に発生するごみ排出量の総量を22,500tと推定していました。この推定によると、1日平均約123tのごみが会場から出されることになりますが、ピーク時にはさらに大量のごみが排出されることも予想されました。

また、特に大きな問題となったのは出されるごみがどのようなものかという、ごみ質の問題です。燃やせば有毒なガスが出る上に、埋めても分解しない、そして腐らないという性質を持つプラスチック製品の処理が問題の中心だったといいます。

万博会場の敷地や施設などの清掃について万博協会は、全国の清掃業者で組織されている社団法人全国ビルメンテナンス協会に協力を求めました。その上で「衛生および清掃に関する特別規則」に基づいて清掃計画がたてられ、清掃全般に対する組織体制や作業内容などがはっきりと定められたのです。会場から排出されるごみの焼却については、昭和45年(1970年)2月に完成が予定されていた北工場を万博協会が会期中に借用するかたちとなりました。

また、大量に混入が予想されるプラスチックごみを焼却すると、有毒な塩素ガスなどが発生し、高熱と酸性ガスによって焼却炉が腐食することが懸念されたため、万博協会は会場内でのプラスチック容器の全面使用禁止という強い方針を決め、昭和44年(1969年)9月に行なわれた参加業者への説明会でこの方針を伝えたのです。

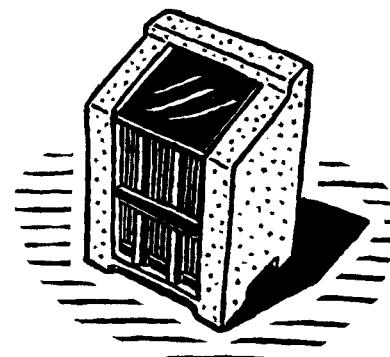
万博会場内ではごみはすべて紙袋に詰められ、車輪付きのごみコンテナを牽引車^{けんいんしゃ}で移動させていました。また、その移動の際には来場者の安全を考慮して、テープによる音楽を流しながら走るという方法が採用されたので、事故の発生は避けられました。

結果として会期中に排出されたごみは総量22,500t、1人あたり308gです。重量は予想以下でしたが、ごみの内容は紙コップや折詰弁当の空箱など、容積の大きなものが多かったため、ごみ処理にかかる作業量は著しく増加してしまい、北工場の大きなピットも連日満杯の状態が続きました。

第2期

定日分別テストから 3種分別導入まで

(昭和44年～54年)



1. 強まる市民の要望

「定日化」、「週2回」の要望

これまで週1回程度のごみ収集が定着してきたことから、吹田市は市民のニーズを先取りするという姿勢で「定日化」と「週2回」のごみ収集に取り組むことにしました。

昭和40年代の中頃(1970年前後)から日本の経済成長は軌道に乗り、ごみは質と量の両面で変化しはじめました。週1回の収集ではごみの出る量に追いつかず、ごみ箱からごみがあふれたり、だからといって生ごみを家の中にいつまでも置いておくと衛生的にも好ましくないということで、市民から清掃事務所に苦情が寄せられるようになってきます。これまではごみをいつ取りに来てくれるかわからないという収集状況だったので、決まった日に取りに来てほしいという「定日化」の要望と、週1回では間に合わないので「週2回」にしてほしいという要望は、当時の市民にとって切実なものでした。

市の考え方

その頃、市としても収集回数を増やすなければならないと考えていましたが、収集に必要な人員と機材をできるだけ増加させないで市民の要望に応じようとして、収集作業の効率化に迫られました。つまり、従来とは別の新しい収集方法を検討しなければなりませんでした。

ステーション方式の導入

定日化と週2回のごみ収集の実施にあたって、「ステーション方式」が導入されました。市民がごみを各家庭で梱包し、決められた時間までに車の通る決められた場所に持ち出すこの方式は、ごみに対しての責任を明確にすると同時に、高層マンションのダストシート内に入れてごみをかき出していた作業員の労働条件を改善するものもありました。

ステーションの様子



当時の高層住宅（※註）というと、各階にダストシートというごみ投入口が設けられ、上から投げ入れられたごみが地上1階部分にある大きな落下堆積場所に溜まる仕組みになっていました。このような仕組みなので、作業員がその中に入って鍼でごみをかき出していると、そうとは知らずに上の階からごみが投入され、作業員がそれをかぶって負傷することもよくあるようなひどい労働条件だったのです。

ステーションの配置状況については、吹田市がそれまでに調査した他の自治体では30～50世帯につき1ヶ所だったので、当初は市もその程度の配置を考えていました。しかし「各戸収集原則の維持」という従来からの市民の要請に配慮して、1,500分の1の地図を使って原案を提示した上で住民の希望も取り入れた結果、5～10世帯に1ヶ所、つまり当初の予定数の約5倍ものステーションを配置することになりました。

2. 定日・定時・個別梱包収集のテスト

吹一学区でテスト開始

各家庭のごみ箱からごみを収集するというこれまで長い間行なわれていた方式をやめ、市民がごみを袋詰めにしてステーションに持ち出すステーション方式になると、市民から相当強い抵抗を受けると市は予想していました。

そんな中、市労組によってステーション方式に反対する内容のビラが全世帯に配られるという事件も起きます。また、数人の自治会の男性役員が強く反対意見を出したことに加え、ステーション方式を推進する立場にあるのに危うく脱落しそうになった自治会長も中にはいて、歩調も揃わず実施が危ぶまれたのです。

しかし市の職員が一丸となって、なんとかステーション方式を実施する決意を確認しあい、消極的な市民の説得に努めた結果、当初の計画より少し遅れて、昭和44年（1969年）4月中旬から吹一学区（※註）で定日・定時・分別・梱包収集方式のテストが開始されました。

市労組による反対運動



註：当時の高層住宅／もっとも高層住宅といつても4～5階建てのものがほとんどだった。

註：吹一学区／吹田市南部地域の吹田第一小学校の学区。

なぜ吹一学区がテスト地区に選ばれたのでしょうか？ その理由は3つあります。吹一学区は、

- a. 低層住宅地帯である上、市役所から近い所にあるのでステーション方式の効果が確認しやすい。
- b. 婦人会などの組織がしっかりしていて、協力的。
- c. 道路条件が悪い所もあり、ここでよい結果が出ると他の地区でも実施が容易。

吹一学区でのテスト期間（※註）は3ヶ月を予定し、ごみは可燃と不燃の2種類に分別され、それぞれ別の日に収集されるというものでした。梱包収集の袋（※註）についてでは、週2枚の割合で市が無料で提供しました。その当時は紙のごみ袋がよく利用されていましたが、市から提供された袋が足りなければ既成の紙袋や新聞紙、段ボール箱などを利用してもかまいませんでした。要するに衛生面での向上と作業能率の向上とがはかられていたのです。

吹田母子会のステーション方式に対する見解表明

（吹田母子会『吹田母子会20年の歩み』昭和45年12月3日発行より原文のまま抜粋）

それから更に数年が経過して吹田市は他市の先例に習って、ゴミの収集方法をステーション方式に改めようと計画しました。44年吹一地区でテストした結果が良好で、45年度は当初から吹三地区、東地区にまで拡げ、やがて全市をステーション方式に切り替える計画をしています。

収集作業の能率が2倍以上伸びるでありますことは現場を一見して明かですし、人件費の膨張に悩む各都市が早晚この方式に切替えることになるものと思われます。

行政上の必要から切替えられるステーション方式が家々の門前に猶犬のように踞るゴミ箱の姿を消すことは街の美観からも望ましいことですが、決められた日時に、決められた位置まで運び出す主婦の苦勞が絶対に必要だということは、サービス行政の大きな後退であるとして、一般に大きく議論されることは当然であります。

だが母子会では本来自分の手で出来ることは自分たちでする…という原則を持っていますので、その点については決して反対はいたしません。

註：テスト期間／実際には6ヶ月かった。

註：梱包収集の袋／本格的に実施する際は、1枚15円に有料化される予定だった。

市労組によるビラ「ゴミ収集ステーション方式反対一袋は無料配布せよ」
 (1969年7月8日 自治労大阪府本部 衛都連吹田市職員組合「第28回定期大会 報告・議案集」より原文のまま)

市民のみなさん

今回吹田市当局は市民の要望だから、といって吹一学区に対し4月1日より試験的(これがくせもの)に、きめられた場所、日、時間にもってこなければゴミをとらない(ステーション方式)等という住民に負担をかけるゴミ収集方法を提案してきました。このことはすでに3月11日付吹田市職員組合のビラでお知らせしてきました。その結果連日、投書、電話等による数多くの御意見と激励をいただきました。その内容は全部ステーション方式反対です。私たちは交渉のなかで市民の声を含めて市当局に検討を迫りましたが、残念ながら今日市当局は自治会の賛成をえたと云う理由のもとに4月1日より強行するかまえです。

市民のみなさん

吹田市職員組合は今回市当局の提案してきたゴミ収集について次のように考えます。

◇ステーション方式反対◇

理由

1. 税金を払っている以上市民サービスとして一軒一軒ゴミをとるのは当然。
2. 留守家庭、共働き、商売人は特に困る。
3. ゴミ置場は年のうち100日間はゴミの山を見てくらすことになり又、車や犬がひっかけたりして囲りがきたなくなり迷惑。
4. 市当局は市民の要望だからといっているが、多くの市民が反対している。

又吹田市職員組合はゴミを早くきれいにとるために次の様な要求で市と交渉しています。

組合側

1. 各戸収集で週2回取りにすること。
2. それに必要な市職員、機材を購入すること。
3. ゴミ袋を無料で配布すること。(1ヵ月袋代120円必要、これは税の二重取りである)
4. 下請反対
労働組合として労働強化や首切りにつながる下請に反対します。
同時に政府は近い将来、清掃事業を民間委託(会社、公団形式)にし、会社と市民の間でゴミ取りの契約をさせ、有料制にする考え方をしており、その布石になる。

当局の側

1. 袋や箱に入れて十文字に梱包すること。
2. きめられた日・時・場所に各自のゴミを持参せよ。
3. これを守らない人はゴミをとらない。

4. 週1回取りを2回にする。

5. ピン、布、空缶等は月2回取りにする。

6. 清和園、寿町など直営区域を下請けにする。

7. 当面吹一学区をモデル地区とし、自治会で承認された(朝日町、元町、高浜、南清和園、内本町2、3丁目、南高浜、寿町1、2丁目)10自治会より2ヵ月間実施し、全市に適用する。

市民のみなさん

現在の吹田市政は万博行政一辺倒でわたしたちの住民サービスがおろそかにされています。直面している“ゴミ”的問題について、美しい吹田市にするため、吹田市職員組合は、自治体に働く労働者として住民の利益を守る立場でたたかってゆきたいと思います。

しかし、真に住みよい吹田市をつくるためには“ゴミ収集”に対する要求を市当局に出し、みなさんと共にたたかう必要があると思います。

今後、ビラ、署名活動、対市交渉などをどしどしあげてゆきたいと思いますからぜひ積極的に参加してくださることを要望します。

又、説明にこい、といわれるなら寄せていただきますからぜひご連絡ください。

市民の声(抜下さい)

1. ゴミ取りの回数を増すことはよいが、ステーション方式にせよといったことはない。
2. 今の方針で改善を、老人、病弱者はゴミが運べません。
3. 自分の家の前にゴミを捨てられるのもいやだが他人の家の前に捨てるのも気がねする。
4. 「住民が協力してくれないと週1回取りが15日に1回取りになる」と市当局におどかされた、近所の人によりかけて組合の斗いに協力します。
5. 袋代は無料でないのだから市民をだますようなことはやめて。
6. アパート暮らしです。3~4日も部屋にゴミを置けません。今までのゴミ類収集にしてください。
7. 「取ってほしけりやもってこい」といういい方は戦時中の軍隊の様でこわい。もっと多くの市民に知らせてください。1万円をカンパします。

吹田市役所内

吹田市職員組合
執行幹員長 榎原一夫

お願い 上記の件について御意見がありましたら上職員組合まで御連絡下さい。
電話 (384) 1231、内線293~5、夜間 (384) 1339

テストの結果

吹一地区で6ヶ月間テストしてみると、20ほどある自治会の中の2～3の自治会が梱包方式に反対したため、その自治会をテスト対象地域から除き、自治会内部の議論に委ねました。

婦人会は、従来の“いつ来るかわからない”という方法よりも“手間がかからっても週2回定日収集”的の方がよいという考えでしたが、自治会の男性役員の中には袋を手にして歩くことに抵抗があり、反対する人もいました。

しかし、1年後の追跡調査（※註）では92%の圧倒的賛同を得ることができ、しかも蠅や蚊が減る、ごみ箱を水洗いする手間が省ける、殺虫剤が要らなくなるなど、思いがけない副次的な好結果も出てきたのです。また、このテスト結果は、現状の人員と機材で可燃ごみを週2回、不燃ごみを月2回収集することが十分可能であることも実証しました。

昭和44年（1969年）11月には本格実施にこぎつけることができ、昭和47年（1972年）9月には全市域にまで本格実施が拡大されました。この当時の市議会ではごみの収集問題が徹底的に議論され、「ごみ議会」と呼ぶ議員があったほどです。

また、アンケートの結果を考慮に入れて、月6枚のごみ袋を無償支給（※註）することになりました。

実現されなかったコンテナ方式構想

週2回のステーション方式による収集は、なによりも不衛生な状況と、いつ収集にくるかわからないという不確定さを根本的に改善する1つの方法であったことは間違ひありません。作業員にとっても、収集車の1時間あたりの走行距離が増えるので収集できるごみの量も増えて楽になりました。また、腐敗が進行したごみ箱の中からごみをかき出すという、不衛生な労働条件も改善されました。

実のところ、市はステーション方式と並行してコンテナ方式（※註）も考えていました。世帯数とコンテナ数との関係、そして収集・移動・搬送時間について6～7市の状況を調査していたのですが、吹田のニュータウン以外の地区は道路の幅が狭いことやコンテナの管理を誰がするかなど難しいこともあって、当時はこの方式を断念するという経過をたどったのです。

註：コンテナ方式／町中の固定位置で収集する方式。

註：追跡調査／昭和45年（1970年）7～8月、吹田市保健部清掃管理課が実施した。

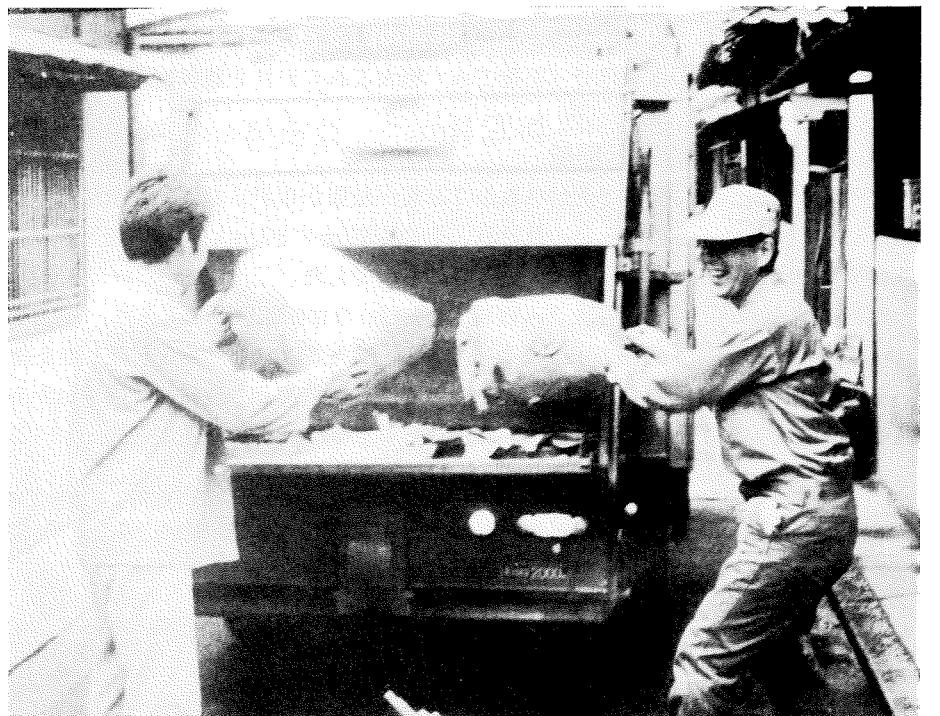
註：ごみ袋を無償支給／現在では、年間80枚を無償支給している。

また、ステーション方式は市が強制するものではなく、住民が自主的に合意してステーションの位置を決定する方式なので、話がまとまらない場合には行政が相談にのるということになっていました。実際、衛生1課（※註）にはこの内容の相談が多く寄せられていたのです。

昭和44年（1969年）に開始されたテスト収集によってステーション方式を実施した地域の多くは、そのままステーション方式を維持するようになりました。

一方、ごみ処理については同年11月に浜埋立地の運用が終了し、枚方埋立地（※註）と茨木埋立地（※註）での処理へと移行していきました。

ステーション方式によるごみ収集



註：衛生1課／現在の事業第1課。

註：枚方埋立地／枚方市上の宮にあり、昭和44年10月から昭和50年5月31日まで運用された。

註：茨木埋立地／茨木市清水にあり、昭和44年11月から昭和45年2月まで運用された。

3. 大掃除の廃止と2種分別の導入

大掃除の廃止

昭和46年(1971年)10月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が施行されることを受け、同年11月、市の機構改革により衛生部、衛生庶務課、衛生課、清掃第1課、清掃第2課が設置され、昭和47年(1972年)3月に「吹田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が制定されました。

昭和47年(1972年)には大きな変化が訪れます。それまでは年に1度の大掃除が義務づけられ、夏には1日かけて家族全員で大掃除をすることが一種の風物詩になっていました。大掃除の時には大型ごみや不燃ごみが各家庭から出され、自治体が収集処理していたのですが、昭和46年(1971年)10月に大掃除が義務でなくなったことから大型ごみや不燃ごみを出すシーズンもなくなり、その対応が問題となりました。

そこで解決策として登場したのが昭和47年(1972年)4月からの「2種分別」の考え方です。同年6月には全市で「不燃ごみ・粗大ごみ」が月2回収集となりました。

粗大ごみ破碎工場の運転開始

この頃から、全市に無料で配付されるごみ袋が紙製からポリエチレン製に代わることになりました。そのごみ袋の色は黒、そして60cm×80cm大で、65リットル入りのポリバケツ用にはちょうどよい大きさのものでした。

昭和47年(1972年)11月、粗大ごみ破碎工場(※註)の建設工事が着工され、同49年(1974年)5月には運転が開始されました。しかし、粗大ごみでも燃えるものと燃えないものとがはっきり区別できず、その分別の不徹底さに加えて機械の性能不足から運転はうまくいかず、当初の計画よりも遅れることになりました。

粗大ごみ破碎工場



註：粗大ごみ破碎工場／現在、資源リサイクルセンターが建っている場所にあった。1日8時間稼働し、100tの処理能力を有した。

4. 亀岡の処分地問題

亀岡残灰処分地計画

増えるごみの処分地を市外に求める努力を続けた結果、昭和48年(1973年)に吹田市開発協会(※註)が京都府亀岡市内の用地を買収しました。面積は54万m²で、買収価格は約11億4,000万円というものでした。この埋立地は、将来50年間に渡って運用できる容量と考えられていましたが、地元住民から反対運動が起きたため、昭和57年(1982年)には亀岡でのごみ残灰処分地計画を白紙に戻すことになります。

問題の発覚

昭和58年(1983年)、この土地を測量調査したところ、登記面積より約23万m²も少ないことが判明するという一大事件が起こりました。

そこで開発協会は売主に対し、不足分の土地代5億円とそれにかかる利息や裁判費用など総額12億2,800万円を支払うよう訴訟を起こしました。また、協会は国相手にも損害賠償を求める訴えを大阪地方裁判所に起こしました。これは、売主から提出された地積更正登記申請を亀岡出張所の登記官が実地調査もせず受理したことが原因で協会が損害をこうむり、国も売主とそれぞれの立場において同一の損害を補填すべき義務を負う不真正連帶債務の関係にあると考えたからです。

国との裁判

国家賠償法に基づく損害賠償を求めるこの裁判は長期化し、平成6年(1994年)8月31日に大阪地裁から「国は今後とも表示登記事務の適正かつ円滑な執行に努めることを確認し、これを受けて開発協会も訴訟を取り下げる」などの和解案が提示されました。協会は和解案を検討した上、提示案に従い訴えを取り下げて国と和解する方針を市議会の議会運営委員会に報告します。同年10月14日、協会は正式に国と和解し、この問題に終止符が打たれたのです。問題の土地は昭和62年(1987年)にゴルフ場用地として民間に売却されていました。

昭和50年(1975年)5月31日には枚方埋立地の運用が終了し、吹田市が管理する市外の埋立地の運用はすべて終了しましたが、吹田市が遭遇したこの事件は、当時の増えるごみに追われた自治体の切迫した情勢を物語る典型例と言えるでしょう。

註：吹田市開発協会／吹田市の公共事業用地の先行取得などのため、昭和39年(1964年)3月に設立された機関。協会の債務保証は議会の承認を経て吹田市が行ない、取得した用地を実際に市が使用する場合には、協会から市がその用地を買い戻すという仕組みになっている。実際に買い戻す際には、市が土地の価格に加えて借入金の金利や事務費を支払う。

亀岡用地問題経過一覧

昭和47年9月16日	吹田市から開発協会に対して「埋立て処分地先行取得」依頼
18日	(有)大栄衛生に買収依頼
48年3月5日	売買契約書締結(買取価格 @¥7,000 / 3.3m ²)
5月9日	1番5 実測面積による地積更正登記(233,167m ²)
12月20日	1番5 所有权移転登記
49年5月2日	1番6 実測面積による地積更正登記(306,542m ²)
9月18日	1番6 所有权移転登記
10月9日	吹田市議会で問題化
50年12月22日	「亀岡問題調査特別委員会」(100条委)設置
52年1月10日	吹田市の現地調査団ビケで阻止
53年5月22日	100条委員会最終報告
57年2月17日	吹田市から開発協会に対して白紙に戻す旨の公文書
6月30日	測量調査業務委託契約書締結
12月1日	亀岡市から面積が大幅に相違する見込みとの連絡
58年11月25日	全員協議会(面積不足について)
9月3日	民事訴訟提訴(有)大栄衛生ほか)
19日	測量面積確定(308,671.78m ²)
12月6日	国家賠償訴訟提起
60年4月1日	吹田市から開発協会に対して「亀岡市からのゴルフ場建設計画申し込み」について協調依頼
8日	亀岡市へ吹田市と連名で協力する旨回答
62年2月7日	理事協議会((財)吹田市開発協会)
16日	吹田市議会 債務負担行為として損失補償議決
17日	吹田市から「亀岡用地売却処分」依頼
21日	理事会で「処分」議決
5月23日	京都亀岡観光株と土地売買契約を締結 (土地売買代金6億円、訴訟等関連協力金4億円、無利息貸付金6億円、計16億円)
平成6年3月29日	全員協議会(民事訴訟の和解について)
4月15日	民事訴訟 和解成立
8月31日	国家賠償訴訟 裁判所から「和解案」提示
10月14日	国家賠償訴訟 和解成立

当時の市長が市民に対して出した声明文(『市報すいた』平成6年10月25日号より)

亀岡用地訴訟の解決にあたって 吹田市長 岸田恒夫

10年余りにわたった亀岡用地面積不足に係る、民事・国賠訴訟は、これによって一応決着をみたわけですが、これまで市民の皆さんにご心配をおかけしてまいりましたことを深くおわび申し上げます。このことを教訓に今後の事業の執行にあたっては、より一層万全を期してまいらねばならないと考えております。

5. 3種分別の拡大

昭和49年(1974年)5月10日に粗大ごみ破碎工場の運転が開始され、昭和50年(1975年)11月1日から本格的に「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」という3種分別方式による収集に取り組むことになりました。しかし、全市域での一斉転換には無理が多く、下記の地図のように次第に実施地域は拡大され、やがて全市域に及ぶようになりました。

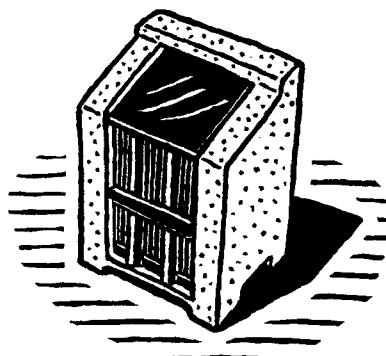
昭和53年(1978年)8月31日には一般廃棄物の処理計画の一部改正が行われ、「大型燃えるごみ」が月1回、「不燃物」も月1回の収集となりました。

また、同年10月にはごみに関するPR映画「ゴミをあなたと考える」も制作され、市民のごみに対する意識を高めるよう、積極的な努力もなされました。

3種分別実施地域の拡大状況地図



第3期
**ごみ行政の計画化と
基本構想**
 (昭和55年～63年)



1. 再生資源集団回収報償金制度などの発足

報償金制度の発足

昭和55年(1980年)4月になると、再生資源集団回収報償金制度が新しく発足しました。この制度は、再生資源を収集する団体が回収業者へ渡した伝票を半年間ためると、伝票に基づき6月と12月に市から報償金を受け取れるというものです。ごみ焼却の処理能力に限界がきたために考えられた制度ですが、報償金という外側からの刺激を加えることによって、リサイクルや資源化ということに人々の関心を向ける目的もあったといえます。ちなみに、この制度が発足したのは廃棄物処理法がでてきてから10年目のことでした。

報償金制度のしくみ

新制度はごみの減量化を最大の目的とし、それまでのごみ収集ルートとは別のルートで回収することによって、再生資源を市のごみ収集のルートにのせないようにするものでした。

回収の対象とされたのは、古紙や古布の他、資源回収業者が引き取るものすべてです。具体的にいうと鉄スクラップ・空き缶・空き瓶・カレット(※註)などですが、要是計量が可能で取引が成立するものはなんでも対象にという考えでした。ただし、瓶はキャップをはずし、色分けすることが義務づけられます。

当初は自治会の子供会などが中心となり推進されました。次第に自治会や老人会、婦人会などにその輪が拡がってゆくのでした。

報償金

発足当時の報償金は1kgあたり2円で、昭和58年(1983年)4月からは3円、昭和61年(1986年)11月からは5円、平成6年(1994年)4月からは7円となります。平成3年(1991年)には集団回収された再生資源が10,488tにまでなり、その報償金として5,244万円が支払われています。

子供会による再生資源集団回収

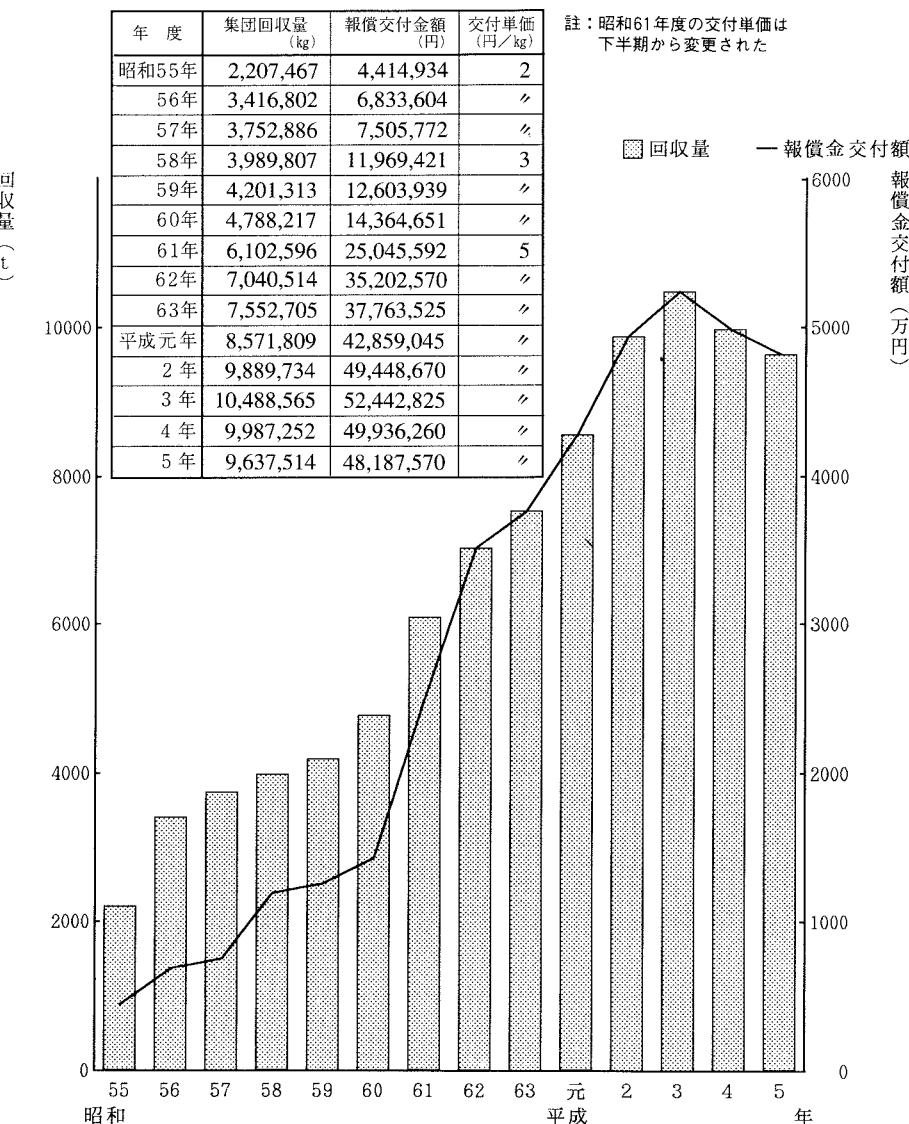


註：カレット／使用済みのガラスから異物を除いて碎いたもの。

カレット集団回収の奨励開始

昭和57年(1982年)4月、カレット集団回収の奨励がはじまりました。これまでの集団回収では紙・缶・鉄・スクラップなど何でも対象になっていましたが、カレットを普通ごみの中に入れる人が多く、焼却しても燃えないカレットがごみとして残り、灰の埋立量が多くなるのでこの処置が取られたのです。

再生資源集団回収実績及び報償金交付額の推移



2. 北工場・第2工場の完成とごみ行政の計画性

新工場の完成

昭和45年(1970年)に竣工した北工場・第1工場の老朽化に伴い、昭和54年(1979年)から建設が進められていた北工場・第2工場(※註)が昭和56年(1981年)9月に火入式を迎え、その後試運転を重ね、同年12月31日に竣工となりました。

ごみ行政の計画性

北工場・第2工場の誕生と時期を同じくして、ごみ問題への姿勢が大きく転換しはじめることになります。それは、従来の「出てきたものなんとかする」という後始末的発想から、「ごみの流れをコントロールする指向」への変化です。

その原因として、ごみの量と質の問題があげられます。昭和58年(1983年)の夏には乾電池水銀問題(※註)が表面化しました。乾電池の水銀のように、今後もどこから何が出るかわからないという不安がごみを扱う現場にはあり、従来通りの埋立てと焼却という対処方法では、量的にも質的に(環境保全)にも適切に対応できない状況となってきたことを市が強く認識しました。

ごみの排出量はますます増加したため、疲労してきた焼却炉はその耐用年数を大きく減少させられた上に、粗大ごみ処理場の老朽化も進行していました。また、質の問題としては、ごみを燃やすのも埋めるのも環境への影響が大きいということがありました。

こうして深刻化する一方のごみの量と質の問題に対応するには、ごみ行政に計画性を導入するより他の手がなかったのです。

北工場・第2工場



註：北工場・第2工場／資源リサイクルセンターの東隣に位置し、現在も稼働している。24時間稼働で、1日150tの処理能力をもつ炉が3基ある。

註：乾電池水銀問題／有害な水銀を含む乾電池がごみと一緒に焼却されると、煙突から煙とともに水銀が排出されないかという問題が表面化した。

ごみ袋のテスト配布

昭和57年(1982年)10月、吹東町・豊津・竹見台地区で緑色のごみ袋のテスト配布が実施されました。昭和47年(1972年)4月には全市の収集袋がすでに紙からポリエチレン袋に転換し終っていましたが、このときのテスト配布の結果を参考にして、昭和58年(1983年)にごみ袋が黒から緑色の半透明のものに、そして寸法も少し短いものに変更されています。

ごみを袋で収集すること自体は完全に定着していたのですが、実際の経験からごみ袋についてはまだ改善の余地があることがはっきりしていました。ごみ袋の変更の理由として、次のような6つの点があげられます。

a. 黒い袋では内容物が判明せず、作業員の判断が困難。

b. 耐力と張力との関係で、黒ポリエチレン製は裂けやすい。

c. それまでの黒のものは容量が大き過ぎて無駄が多くなった。20cmほど短くする必要がある。

d. 黒い袋の原料成分であるカーボンの混入を絶対に避ける。

e. 黒は美観を損なう。

f. 「緑の吹田」を意識。

こうして採用された緑色の袋は、現在も継続して使われています。

3. 廃棄物処理に関する条例の一部改正

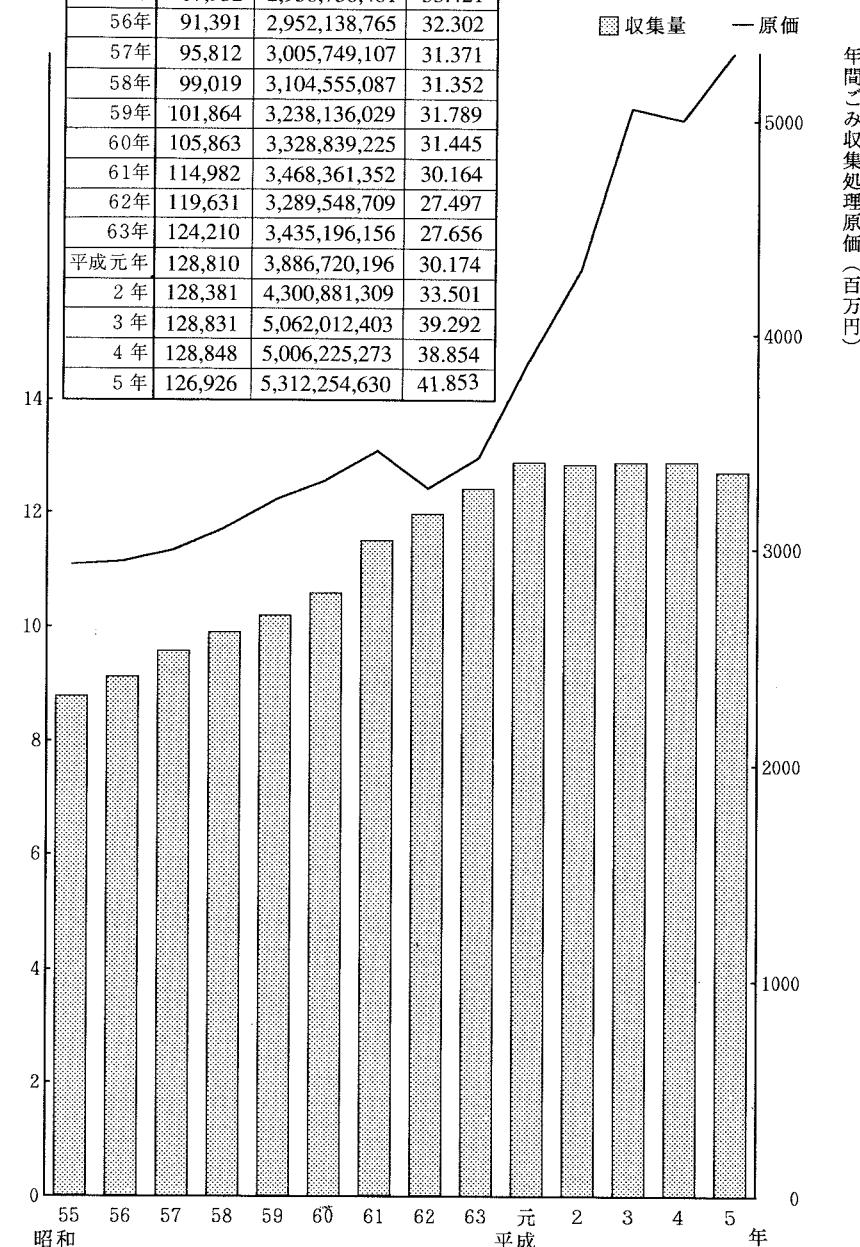
手数料の改正

当時、ごみ処理で市が委託業者に支払う手数料は10kgあたり30円でしたが、市が直接処理する場合のコストは120円を要していました。このようにごみの処理コストと処理手数料との差額が大幅に拡大していることを受けて、手数料の値上げ案が議会に提出されます。手数料を倍額の60円にしても処理コストの半額でしたが、最終的には中間の45円に落ち着きました。

こうしたことを探して昭和59年(1984年)4月、吹田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部、そして吹田市産汚物等取扱手数料条例の一部が改正されます。

ごみ収集処理原価の推移

年 度	ごみ収集量 (t)	ごみ収集処理総原価 (円)	単 価 (円/10kg)
昭和55年	87,932	2,938,738,481	33.421
56年	91,391	2,952,138,765	32.302
57年	95,812	3,005,749,107	31.371
58年	99,019	3,104,555,087	31.352
59年	101,864	3,238,136,029	31.789
60年	105,863	3,328,839,225	31.445
61年	114,982	3,468,361,352	30.164
62年	119,631	3,289,548,709	27.497
63年	124,210	3,435,196,156	27.656
平成元年	128,810	3,886,720,196	30.174
2年	128,381	4,300,881,309	33.501
3年	128,831	5,062,012,403	39.292
4年	128,848	5,006,225,273	38.854
5年	126,926	5,312,254,630	41.853

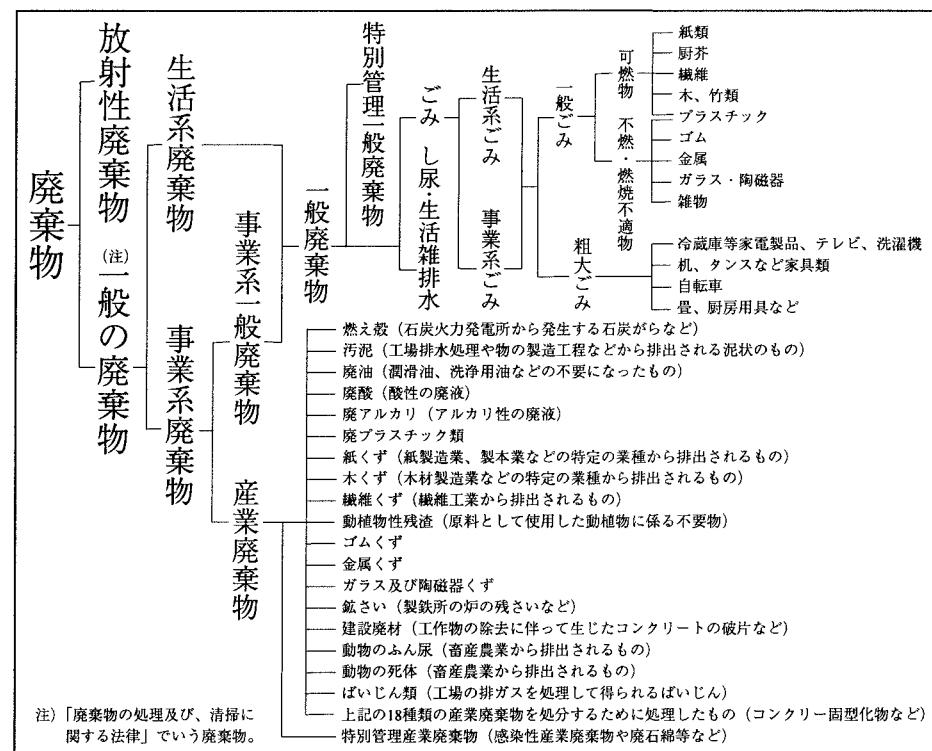


産業廃棄物処理の廃止

また同年には、一般廃棄物の処理計画も変更されました。市が引き取る事業系一般廃棄物は可燃物のみとし、瓶や缶などの不燃物と、可燃であっても粗大なごみは事業者の責任とされたのです。それまで吹田市は建築廃材なども事業系一般廃棄物として引き取っていましたが、処理には様々な困難がつきまとっていました。全国の市町村はこぞって建築廃材などを産業廃棄物へ指定するよう要望していましたので、国の方でもこれを受けて関係者と調整の上、建築廃材を産業廃棄物として扱うこと規則を改正します。しかしこれを機に、市による産業廃棄物の処理は廃止されることになりました。

ちなみに、昭和45年(1970年)の廃棄物処理法の制定により、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分けられ、別々に取り扱われていました。産業廃棄物の処理は自治体の枠外と規定されたのですが、産業廃棄物を一般廃棄物と一緒に引き受けて処理するかどうかは自治体の裁量に委ねられていました。このため、いわゆる「あわせ産廃」という形で自治体での産業廃棄物の処理が続いていたのです。

廃棄物の分類



4. 転換への準備

社会実験調査の準備

ごみの量が増加してきただけでなく、処理の際に危険が伴う性質のものが増えてきたこともあるって、ごみの流れ全体のコントロールが必要となっていました。

量と質の両面からごみを取り巻く状況を開拓するためには、市民の協力と参加が重要です。特に、排出者自身が排出段階に分別する、つまり市民がごみ質を管理する責任が強く求められました。このことは、今日に至るまでごみ処理についての大規模な流れとなっています。

市はまず『分別収集社会実験調査実施要項』を作成し、全体の構想を明らかにしています。「…市民が廃棄物をどのように排出するかが重要な決め手となってきた。そこで、市民がどのようにごみを捨てるべきかを考え、実際に実験する調査を社会実験調査と称して実施する…」とあるように、要項では市民参加の具体的方法の模索が強く訴えられ、実験の背景となる考え方をはっきりと知ることができます。

社会実験調査の方法

社会実験調査の要項には、次のように具体的方法が定められています。

- 調査地区／実験モデル地区を純住宅地区と住商混合地区の2地区とし、1地区あたり約100世帯を対象とする。併せて、各地区から選出された10世帯にモニターを依頼し、分別排出方式の選択条件などについて意見を集約する。
- ごみの種別／分別排出モデルは、次の4種類で実施する。
 - 資源ごみ(資源化の促進を図る、月2回、トラック収集)
 - 燃焼ごみ(環境への影響を軽減にして熱回収を最大限に図る、週2回、機械車収集)
 - 複雑ごみ(破碎選別などによって資源回収を含め適正処理を図る、月1回、トラック収集)
 - 有害危険ごみ(処理施設での公害の未然防止を図る、月1回、複雑ごみと同時にトラック収集)
- ごみ質分析とパネルディスカッション／実験最終日には、北工場で市民参加によるごみ質の手選別での分析を行ない、その結果に基づき分別収集方式に関するパネルディスカッションを行なう。分析内容は、減量効果・環境影響負荷の削減効果・リサイクルの効果・分別排出方式の妥当性・分別排出方式の選択順位などとする。ディスカッションの参加者は、一般市民(「市報すいた」で募集)・モデル地区住民・排出源事業者・資源回収業者・廃棄物処理業者・消費者団体関係者・学識経験者・行政関係職員とする。

実験期間中のごみの分け方

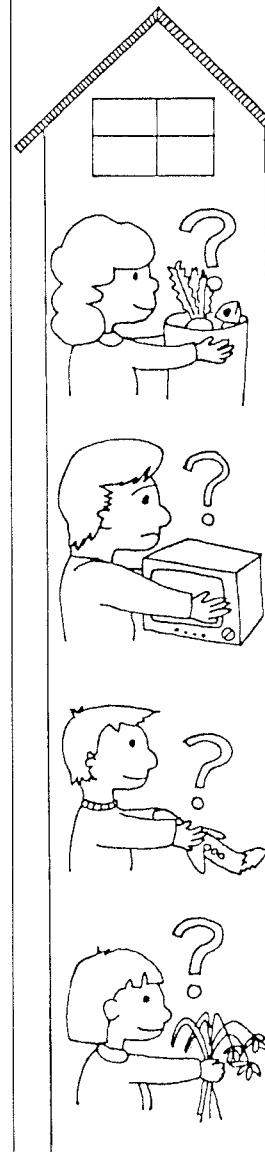
実験期間中のごみの分け方

昭和60年11月1日から11月30日までの期間中は
次のようにごみを出して下さい

(084) 1231内線2235

吹田市衛生部 電話 (832) 0026

第3期



ごみのなまえ	ごみのゆくえ	ごみの出し方	たとえば“こんなもの”
資源ごみ 5日(第1火) と 19日(第3火)	 お金や再生品のかたちでもどってきます。	いつものところに こわれないように	
燃焼ごみ 毎週水と土 2日 20日 6日 23日 9日 27日 13日 30日 16日	 お湯や電気	いつものところに いつものように	
複雑ごみ 28日(第4木)	 細かく分解してから 処分します。	小さいものは袋に入れて	
有害・危険ごみ 28日(第4木)	 そのまま すぐてしまうと爆発したり害があるもの。	有害ごみと書いた紙を袋の中に入れて	

この実験調査には最終日にディスカッションが予定され、しかもごみ問題に関するほぼすべての立場の人々の参加が予定されていたことから、「もう引返すわけにはいかない」という市の強い意向が感じられます。

この要項が決まった後、『分別収集方式実験調査の御協力依頼』という文書が吹田市衛生部から出されています。これを見ると、将来15年間を見通す構想だったことがわかりますが、昭和60年(1985年)の15年後というのはあと5年ほどで訪れます。この間の状況の変化をどう考えるかは、21世紀のごみ問題への展望を得る上でも重要な意味があります。

分別収集方式実験調査の御協力依頼（昭和60年10月15日 吹田市衛生部 発信）

平素は、清掃行政に御協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、市民の皆さんもよく御存知のとおり、今日の廃棄物処理問題はたくさんの課題を抱えています。例えば、水銀乾電池やダイオキシンなど有害な化学物質をどのように処理したらよいのか。また、石油危機の経験を通して廃棄物のリサイクルと資源の保全についてどのような取組み方をすべきなのか。テレビや冷蔵庫などますます多様化してきている廃棄物を処理するための費用が都市の財政に大きな負担となっている現状について、これをどのように改善していくべきなのか。これらの課題は、日頃から市民の皆さんも考えていらっしゃると思います。

この度、本市はこれらの問題を解決するため、今後15ヵ年を見通す新しい廃棄物処理の構想づくりに取組みました。この構想では、市民の皆さんのが廃棄物を分けることを最も重視しています。

つきましては、皆さんの地区をモデル地区とする“新しい分別収集方式”的開発に関する実験的な調査を実施させていただきたいと考えております。実験調査の骨子は、これまで御協力をお願いしてきた分別収集方式を11月の1ヵ月の実験期間中に限り、別図のように変更してお願いするものであります。

実験期間中に収集した廃棄物を北工場に集め、住民の皆さんをはじめ、一般市民、学識経験者、廃棄物処理並びに資源回収業者、市理事者及び関係部門職員等が一堂に立合い、分別の状態やごみの性状を分析し、更に、この結果を討議することによって新しい分別収集方式をどのように確立したらよいのかをまとめたいと考えています。

なお、この実験期間は11月の1ヵ月でありますので、12月からは従来の分別方式（普通ごみ週2回、大型の燃えるごみ月1回、燃えないごみ月1回）にもどります。

なにとぞこの実験に御協力いただき、御意見を賜りますようお願いします。もし、不明な点がありましたら下記へ御一報ください。

吹田市衛生部 衛生庶務課 電話384-1231（内線2235）
衛生第1課 電話832-0026

分別は適正だったか

社会実験調査でははじめて4種分別によるごみ収集が試されました。分別種類ごみごみの収集内容の結果は次のように分析されています。

a.燃焼ごみ

桃山台と吹東町の実験地区で燃焼ごみとして分別されたごみの中に他のごみが混入した割合は、第1回収集時で7.2%でした。しかし、その後の第5回収集時には4.0%、第8回・第9回の収集時には4.3%と次第に低下し、実験をしていない地区的10.4%と比較すると半分以下となり、大幅に改善された成果を示しました。燃焼ごみの中に他のごみが4.3%混じっているということは、燃焼ごみとして分別されたごみの約96%が適正に分別されているということです。それまで「燃えるごみ」と「燃えないごみ」という分別方法の下地があっただけに、実験での分別方式に慣れてくるに従って分別がより正確になったと考えられますが、日頃から廃品回収などの活動に積極的な背景もこの好成績に作用していたようです。

b.資源ごみ

燃焼ごみは約96%の分別適正度を示していましたが、この実験で初めて分別対象となった資源ごみについては2回調査が行なわれました。第1回調査時で87.4%、第2回では67.4%、平均すると74.3%という結果です。

これは、再使用できる中古品か、資源化できる素材かどうかの判断に市民が迷ったのではないかと考えされました。

c.複雑ごみ

複雑ごみについての調査は1回だけで、その分別適正度は桃山台で84.6%、吹東町で74.0%、平均すると81.0%でした。

複雑ごみという分別を新しく設けた理由は、①燃焼ごみの中に不燃ごみが混入するのを防ぐ、②解体・破碎・選別などといった前処理をしないと最終的な処理ができるないごみをまとめてしまう、③プラスチック製品を燃焼ごみの分類からはずし、複雑ごみに入れることにより塩化ビニールの焼却を極力防ぐ、という3点です。

複雑ごみという分別を設定した効果は①と②について確認されましたが、③については、この方法で取り除かれる塩化ビニールの割合が数%でしかないと判明し、塩化ビニールの分別はあまり効果がなく、プラスチックについてはその後の検討課題となりました。

d.有害危険ごみ

有害危険ごみという分別を設けたのは、①特に重金属が焼却炉に入らないように、燃えるごみの分類から除外して環境汚染を防止する、②ごみの収集や処理の段階での傷害・爆発・火災などの事故発生を防止する、③有害ごみを保管して再資源

化を促進する、④将来、有害な化学物質が現れた場合にも対処できるようにする、という4つの理由からです。

調査の結果、例えば燃えるごみの中に入れられていた乾電池の数が従来の約3分の1に減少したり、また、重量の面からみると危険物の約80%がこの有害危険ごみとして分別・排出されたなどの効果が確認されました。

なお、モデルとなった2地区、計20軒のモニターによるアンケート結果に、次のような数字が出ています。

- 有害物の分別収集について協力する…………… 76%
- 4種分別方式の採用について協力する…………… 85%
- 資源ごみだけを独立して分別するのに賛成……… 85%
- その他、全体を通して今回の実験について賛成……… 85%

調査対象となった地区の住民の間では好意的に受け止められているのがわかります。しかし、こうした結果を参考にして全面的に吹田市全域で4種分別収集の採用に踏み切れるかどうか、数字のとらえ方をめぐって関係者の間で必ずしも一致した解釈には至らなかったようです。

様々な立場の様々な意見

社会実験調査の最終日、昭和60年(1985年)11月29日には全関係者によるパネルディスカッションが実施されました。そこで出てきた意見はそれぞれの立場を反映するものとなっていて、ごみ問題の複雑さをよく表しています。当時の認識のされ方や、指摘されていながら今日なお改善されていない問題など、興味深いものがありますが、その要約は次の通りです。

a. モデル地区住民からの意見

4種分別の重要性から考えれば、桃山台なら600世帯ある自治会の全世帯が参加する必要がある。

b. 消費者・市民活動家からの意見

運動を計画的に展開するには、男性がその重要性を認識し、定着のための役割を担うことが必要。消費者運動から見ると、ごみ処理を「資源保全」の目標に向けて転換していくことに意義を感じている。これまでの吹田市のごみ行政の姿勢は、市民の不始末や非協力に寛大過ぎたのではないか。分別収集方式により市民が主体的な役割を果すとともに、行政もごみ処理のあり方を見直すべきだ。

c. 事業者からの意見

廃棄物処理問題を討議する会合にはじめて参加し、いかに重要なことを理解すること

ができた。産業廃棄物以外の一般廃棄物は市の施設でご厄介になっているので、4種分別の採用については商工会としても今後勉強して、厳しく実施していくよう努力しなければならないと感じている。

d. 資源回収業者からの意見

資源ごみを分別することは画期的であり、本日も分別された資源ごみを見たが、実に立派なものだと感じた。問題は、この資源ごみを業者が引き取って販売していく経営力をどのように安定し維持していくかということであり、具体的な方法を講じなければならない。最近の回収資源市場の悪化を考えると、4種分別収集の実施の際、さらに資源回収を促進していく積極的な具体策が必要となる。

e. カレット再生利用業者からの意見

カレットの質の向上と量のまとめが回収資源として活用できるための条件なので、どのような質のカレットがどの程度集まるのかに重大な关心がある。これまでの経験からすると、とにかく「量をまとめてもらいたい」ということが我々業者側の希望だ。

f. 廃棄物処理許可業者からの意見

4種分別収集方式の重要性は十分わかる。そして資源回収の促進策が将来を見通して重要な行政施策であることはいうまでもない。しかしながら、我々の業界がこれまで感じてきたことは“都市衛生に関する市民の基本的な認識不足”である。何よりも都市の衛生的な環境と美化について、市民一人一人が心掛けなければどのような行政施策も空回りに終ってしまう。人口が密集している今日の吹田市において具体的にいうと、庭先のごみをかたづけるというあたりまえの市民感覚が失われてきている現状を改革していくことが優先的な課題である。この点をふまえて基本構想・基本計画を策定してほしい。

このような発言から、各参加者の分別収集への肯定的な見方を知ることができます。最後の処理業者はごみの資源化やリサイクルとは別の重い課題を指摘しています。社会におけるごみ問題の半分はモラルの問題とも思われますが、この面での意識改善は現在もなお問い合わせられたままです。

パネルディスカッションでは、瓶・缶・プラスチックなどの容器製造メーカー、スーパーなどの大量排出源の関係者が参加していないことが指摘されました。また、この参加しなかった製造メーカーはその責任を明確にし、もっと今回の計画でも積極的に対応することが必要だということや、廃棄物処理費用を資源回収のための生産的な費用に向けて支出する具体策を行政にまとめてもらいたいなどの発言もありました。

現場職員による検討会

毎日いやというほどごみの取り扱い方や取り扱われ方の現実に接すればこそ、処理業者は市民の心掛けについて厳しい指摘をしたのでしょうか。同じような立場にある現場職員は、社会実験調査をどのように見ていたのでしょうか。昭和60年(1985年)12月19日に開催された検討会では、次のような意見が出てきました。

a. 分別について

- * 実験が終了したら現在実施中の3種分別も徹底されるかと期待したが、そうはならなかった。市民がどの程度協力してくれるのかよくわからない。3種分別を徹底するのが先ではないか。
- * 4種分別収集が短期間でモデル地区住民に浸透したという成果が上がっているが、これは毎朝、多いときには6人の市の職員が早朝指導にあたっていた上でのこと、こうした方法が全市に展開できるか疑問だ。
- * 「資源ごみとして分別すべきとされた中古品・有価物・回収資源となるものを分別判断するのが難しい」また、「有害物や危険ごみも判断が難しい」とか、「独身者や学生などが多数住んでいる地区には、分別収集の際に中心的な担い手になる主婦が不在だ。」という声が市民からあった。以上のことから言えるのは、現在行なっている3種分別をまず徹底することから取り組むべきであり、全市的に4種分別収集方式が可能かどうか再検討する必要があるということだ。
- * 4種分別収集方式の採用に際しては目的を明確にし、市民に責任を自覚してもらうための、また情報や知識を提供するための事前説明会や討論会などを繰り返し実施することが必要だ。
- * 市民が4種類のごみを出すと、出される場所・地域に負担がかかり、作業員の労働も手順も複雑になる。この辺の問題を解決しなければ、4種分別収集を円滑に実施することは難しいのではないか。

b. ステーション方式、各戸方式の得失

- * ステーション方式は能率がよい。また、職員も次第に高齢化しているので、この方式を希望しているように思う。
- * 各戸収集の場合はごみ袋を走って取るが、ステーション方式なら走らず、移動のちょっとした間でも車の後ろに乗れて、労力的にも負担が軽減する。
- * 各戸収集では、ごみ質に応じてすぐに家人と応答できる。職員はごみを見れば、どこの家のごみかすぐにわかる。
- * 「ステーション化すると後始末をする人がいないので困る」とか「顔見知りで言いづらいから、市の方から言ってほしい」との住民の声もある。
- * 苦情があれば説明に行くが、当事者以外は無関心だ。

- * 市が堆肥化装置を貸与すれば、生ごみは特に団地でうまくいくのではないか。
- * コンポストは管理と臭気の点で問題がある。最近は農家の方が生ごみが多いのに、コンポストにする考えはまったくないようだ。

c. 居住形態との関係について（4種分別収集で市民が最も苦労する点は、収集日までごみを保管しなければならないということだ。この方式を採用するにあたっては、次の条件を満たさなければならない。）

- * いつでも排出できるように、たとえばコンテナを設置する。
- * 保管しやすくするために、市民に保管容器を提供する。
- * 収集回数を増やし、狭い住居の中に廃棄物を長期間保管しないようにする。
- * 画一的な収集計画ではなく、地域特性や居住形態ごとにきめ細かく収集する方法で適正化する努力が必要だ。

d. 焼却炉との関係について

- * 4種分別で資源回収が徹底して行なわれた場合、カロリーが下がって焼却炉でごみが燃えにくくなるのでは？
- * 空き缶などが取り除かれると燃焼用の空気がごみと混ざらなくなり、不均一な燃焼を起こすのでは？

e. 実験調査結果の信頼性について（社会実験調査結果を信頼することに対して、最終的に職員は不安を示した。分別や市民参加についての指摘は次の通り。）

分別について

- * モデル地区での実験が成果を上げたからといって、全市域に拡大できるのか。
- * 3種分別収集方式での実施状況を振り返っても、モデル地区のデータをもとに実施計画段階の条件を決めるのは実感として難しいと思う。
- * 減量化目標に従って焼却炉の規模を縮小した場合、予想と違ったときのリスクはどのように解消するのか。

有害廃棄物の除去は重要だが、最終処分の方法が準備できているのか。市の事業として準備するには大きな負担がかかるのでは？

- * 実験結果をもとにして長期計画や実施計画を固めることには不安がある。理論的な整合性を求めるばかりではなく、もっと検討してもらいたい。

市民参加について

- * 市民参加や自治会の役割などについて、もっと事前に検討する必要がある。
- * 市民参加がいかに重要であるかがわかつただけに、例えば吹東町が最後の市民討論会に一人も住民を派遣しなかったのが残念だ。対策として次のようなことが将来具体化されるべきだと思う。①説明会など、住民が学習できる機会を十分にもつ。②自治会や住民の負担を減らすような分別・収集方法を考える。③

名目倒れにならないように、有害物や資源ごみの種目を表示した分別表を作り、市民にもっとわかりやすくする。

f.市民との対話について

- *市民から問題提起があつて、来いと言われれば対話しやすいが、市からの呼び掛けは難しい。何とか手を打つて対話すべきだ。事業所の方が比較的入りやすいので、事業所にもどんどん入っていくべきだ。
- *シンポジウムや研究会といった場を使い、分別収集の必要性と重要性を市民にわかってもらう努力が必要だ。
- *4種分別が廃棄物の資源化を促進する有効な手段であることは十分理解できるが、回収した資源を市場に流通させる方策を持たないと、すべて失敗してしまう恐れがある。
- *廃棄物処理費用を資源回収のための生産的な費用に向けて支出するように、行政には今回の構想の中で具体策をまとめてもらいたい。
- *実験で資源化が促進され、燃焼ごみの分別適正率も向上し、成果が定着するに従つて、実験後にもとの3種分別に戻っても分別がより徹底されるものと期待していた。しかし、そこまでは至っていない。この点では、市民の協力をどの程度信頼してよいのかわからない。

検討会では「どうしても参加してこない住民や非協力的な人がいても、それらの人々に気を使って全体として大事なことを見失ってはいけない。」とか「一般に日本の市民は行政に対して協力的だ。80%以上の協力を得る見込がある。すなわち、ただちに取り組むべき条件は整っていると思う。」という意見がありました。

また「80%の市民が賛成すれば、あとはやむをえない」とするこの考え方に対して、現場からは「100%を目標にすべきだ」という意見も出てきました。

しかし双方の意見とも、市民の理解と協力がどうしても必要だという点で一致し、現場職員の役割についても新しい見方が展開されているのが注目されます。ごみを運び、焼いて、埋め立てることだけが仕事だと従来から位置づけられていた清掃担当職員の役割が、ごみを資源化し、環境を保全するという大きな目標に向かいはじめたのです。また、この役割が4種分別の成否を決定する鍵となったともいえます。

5.「吹田市廃棄物処理基本構想・基本計画」の作成

基本構想・基本計画の策定

ごみ行政の構想と計画をさらに具体的にし、詳細な内容を確立させるために、吹田市衛生部（※註）はいろいろな検討を重ねました。しかし、市役所内部の考え方だけでは行き詰ったため、いくつかの民間のコンサルタントに意見を求める。

民間のコンサルタントの中で、（株）ブランド研究所（※註）が提案した内容が吹田市の考えている内容に一番近いと思われました。その結果、同社と吹田市が共同で調査立案を行ない、「吹田市廃棄物処理基本構想・基本計画」（※註）の策定作業が昭和60年（1985年）4月に着手され、翌61年（1986年）3月に完了します。

その主旨は、ごみ減量とそのためのごみの資源化、ごみを処理する時に発生する公害（2次公害）の防止、そしてリサイクル社会をつくるための支援施設としてのリサイクルセンターの建設、という3点でした。

市民参加の懇話会

この基本構想を受ける形で「廃棄物問題市民懇話会」が設置されます。ごみをめぐる問題は、吹田市の関係職員や民間コンサルタントなどといった専門家の考え方だけよりも、日頃から関わりの深い市民の意見を取り入れる事が重要であるとの判断から、この懇話会が設置されたのです。

メンバーは事業者・団体の代表や消費者団体の代表、学識経験者、子供会の代表、自治会連合会の代表などから構成され、総勢約30名、うち女性が4～5名というものでした。懇話会に分科会組織はありませんでしたが、女性だけで構成される会も組織されます。この会は、懇話会に参加していない女性の声を取りまとめ、懇話会に提出するために設けられたものでした。

資源リサイクルセンター建設基金

平成元年（1989年）3月の市議会で資源リサイクルセンター建設のための基金が条例化され、平成2年度（1990年度）より実施されました。初年度は5億円、2年目も5億円、3年目10億円、4年目15億円を積み立て、運用利子7億7,200万円を加えた合計42億7,200万円が基金化されました。

註：衛生部／現在の環境事業部。

註：（株）ブランド研究所／シンクタンク。畠上統雄代表。

註：吹田市廃棄物処理基本構想・基本計画／本書の資料編を参照のこと。

市民懇話会からの提言（参考／『資源リサイクルセンター事業活動に関する提言について』
吹田市廃棄物問題市民懇話会 平成3年10月1日作成）

1. 市民リサイクル活動センター事業について

- * 夏休み期間中には学校の宿題もあるので、親子で楽しめる企画をつくる。
- * 着なくなった衣類を再利用するために、衣類のリフォーム教室を開催する。
- * リサイクルのためのサークルを育成し、横のネットワークをつくる。
- * サークルがセンター内で活動しやすくするため、部屋の使用料などを支援する。
- * ごみに関するコンサートなど（特に夏の夜などに）、若い人を呼び込む企画を考える。
- * サークルの発表会や作品の展示即売会、ガレージセールなどを内容とするセンターのフェスティバルのようなものを開催する。
- * 技術を有する高齢者や女性を活かすため、修理・再生事業に登録制度を設ける。

2. 市民大学講座事業について

- * 大人だけでなく、小中学生など若い層を対象とした勉強会（環境講座）の開設も考慮する。

3. 再生資源物流センター事業について

- * トレー・やペットボトルの回収、デポジット制による缶の回収などをモデル事業として取り組む。

- * 廉食油を回収するためのミニプラント導入など、実践的な取り組みを研究する。

4. 廃棄物総合研究事業について

- * 環境にやさしい基準づくりを研究する。

- * トレー・やごみの焼却灰など、種々のものの再利用を技術面と制度面などから研究する。

5. 情報管理事業について

- * 不用品の交換制度については、既存の制度（消費生活センターや民間）との連係に努める。

- * 諸外国におけるごみ処理の実情などの資料を収集をする。

- * ごみ問題の情報センター的役割を担える事業展開をする。

6. 施設管理事業について

- * 企業と消費者と行政が協議する場に財団がなるよう努力する。

- * 行事のプログラムなどに市民やリサイクル団体、消費者などの意見を反映させる。

- * 教室の参加費用を最初から徴収する。

- * リサイクルのシンボルマークを公募などの方法により採用する。

- * 教室などの運営にあたっては、ボランティア活動ができる人材を登録し、その活動分野の拡大に努める。

- * 周囲は緑も多く環境も良いので、勉強ばかりではなく、くつろげる部分も設ける。

6. 5種分別の決定とモデル収集の実施

方針の決定

吹田市とブランド研究所の考え方、そして社会実験調査の結果をもとにして、昭和63年（1988年）初旬に5種分別実施に向けての検討がはじまりました。

分別の種類数は、目的とする資源化・減量化には多種の方がよいものの、市民の負担をできるだけ軽減するよう考慮しなければなりません。社会実験調査は燃焼・資源・複雑・有害危険という4種分別で1ヵ月間実施しましたが、この分別方法ではごみを出す方も集める方にも問題があることがわかり、燃焼・資源・大型複雑・小型複雑・有害危険の5種でいくことを決定しました。

ただ、この決定に至るまでは行政機関内でも様々な意見が飛びかいいます。現場からは「現行3種分別の徹底を計るべきで、5種は無理だ」との声が上がり、議会では「趣旨は良いが、市民負担が増えるのではないか」や「5種で分別制度が足りるのか。市民向けに積極的なPRが必要ではないか」などという意見もありましたが、ともかく当面は5種分別でいくことになりました。

モデル収集の方法

5種分別収集における特徴の一つに、コンテナ方式の導入があります。この方式は、従来戸別収集していた一部のごみをコンテナを用いた収集にするものです。

コンテナ方式化は収集効率を上げることを目的としました。そのため一番のポイントは、燃焼ごみ以外は袋で集めないということです。袋を用いて集めると、必ず生ごみが混入されます。生ごみが混入されていても収集しなくてはいけませんが、生ごみが混入している袋を受け取ると、選別工場で資源化・無害化する過程でお手上げとなります。

結局、袋で受け取ると収集と処理の効率が落ちるので、袋を使わず収集容器に直接燃焼ごみ以外を入れてもらうため、コンテナを用いることになりました。

コンテナ方式によるごみ排出



ステーションは平均10世帯に1ヶ所の割合で配置され、次のように5種のごみが分別・収集されました。

- *燃焼ごみ(従来の方式を踏襲、原則として週2回、各戸収集)
- *資源ごみ(ステーション方式、缶・瓶は月2回、専用のコンテナや家庭用のかごで収集)
- *大型複雑ごみ(電話での事前申込制、月1回、収集日を定めて収集)
- *小型複雑ごみ(ステーション方式、月1回、収集日を定めて収集)
- *有害危険ごみ(ステーション方式、月1回、小型複雑ごみと同一日に収集)

どのような容器が用いられたか

5種分別のシステムには、市が家庭用の保管容器を市民に無料配布し、住民が収集日にコンテナの設置・収納を行なうという方式が導入されました。コンテナを市民が管理する制度は全国でもはじめての試みだったので、市民がはたしてコンテナを預かり、設置・収納してくれるどうか、市は心配していました。また、コンテナ使用は収集効率と選別効率の点から決定されましたが、市民の負担を減らし、この方式に少しでも協力してもらいやすくするため、コンテナ以外の用具も配布されます。配布された用具とその数は以下のよう�습니다。

- *各家庭ごと／新聞用ストッカー(×1)、瓶・缶用かご(×各1)、有害危険物用袋(×1)
- *各ステーションごと／瓶用コンテナ(72リットル×1)、缶用コンテナ(200リットル×1)、
有害危険物用コンテナ(45リットル×1)

モデル収集の準備

モデル収集を開始するに先立って、収集時の問題点を探るため昭和63年(1988年)4月頃から職員による吹田市全地域の調査が行なわれます。

調査項目には、住居の形態、自治会や管理組織はどこか、集合住宅ならオーナーは誰かといったことや、自家用車の台数や使用状況、道路の幅、コンテナが使えるか、などといったことがあげられました。

調査は、普段市内を回っていて一番現場の事情を知っている収集職員が担当し、調査期間中の通常業務は臨時の職員が行なうという方法で行なわれます。調査員はあらかじめ問題点を調べ、住民側から問題点を指摘された時には「それではこうしたらどうですか」と解決策を提案できるよう準備し、住民に5種分別をスムーズに受け入れてもらう環境を整えたわけです。

モデル収集地区の選定

まず、昭和63年(1988年)11月から平成元年(1989年)3月にかけて、5種別のモデル収集が実施されます。

モデル地区は桃山台、吹東町・幸町、垂水町3丁目という3地区、約6,000世帯です。昭和44年(1969年)に実施された「定日・定時・分別梱包テスト」では協力が得やすい地区が選ばれたのですが、今回は調査目的に適合する地区がモデル地区に選ばれました。

理想のモデル地区とは、様々な形態の住宅や道路事情・家族構成によって成り立つため問題が多く、5種分別の実施が難しいと考えられる地区です。問題を多くかかえている地区で5種分別が定着すれば、後の本格実施が全市域に渡りスムーズに進められるだろうという考え方でした。

ちなみに、桃山台はニュータウンの一角に位置し、新しく開発された高層住宅が含まれる地域です。吹東町・幸町は市の南部に位置し、昔からの下町的な平屋住宅が多く並ぶ地域で、垂水町3丁目は商店と住宅とが混在する地域です。

市民への説明

モデル地区での5種分別を実施する準備として、地区の市民を対象とした説明会が開催されます。会場を自治会などに設け、9月22日から10月5日までの毎日と10月15日、20日に行なわれましたが、自治会組織のない地区では世帯ごとに説明していくことになったのです。

説明会には市から収集担当課が中心となり、総務課が支援する形で出席し、住民側からは自治会の班長が出席しました。住民全員が出席したマンションもある一方、共働きが多い地区では日曜日に3~4回の説明会を実施することもあります。最終的に29団体を対象に40回行なわれ、2,036世帯(対象世帯の35.9%)が出席する結果となりました。

説明会は、参加者にビデオを見もらった後、市の職員がごみの分け方や出し方、コンテナの使い方などを説明し、それに対する質問や意見を聞くという形式です。「資源ごみは吹田市の方へ出すのか?」や「集団回収をやめてもいいのか?」などの質問が相次ぎましたが、市は「リサイクルは市民主導で行なわれるべきものであり、行政だけではできない。市民の意識がついてこないとできないので、集団回収には引き続き積極的に取り組んでほしい。」と説明しました。

市の理想は、5種分別を実施しても、市民による資源回収が行き渡り、分別収集の資源ごみに出すものがなくなるということでした。また、雑瓶や空き缶などは市民による収集だけでは価値が低く、資源回収のコストに合いません。このような資

源ごみは資源リサイクルセンターに収集し、施設での手選別や機械力によって同種のものを集めることで付加価値を高め、資源化を図っていく考えでした。

しかし、この理念は逆に、市の最大の懸案事項ともなっていました。5種分別収集に移行した場合、それまでに定着しつつあった市民の自治会単位による新聞や雑誌などの集団回収が、その後も引き続き維持されるかどうかという問題です。というのも、資源ごみに新聞や雑誌などの紙類が含まれると、その分だけ集団回収の量が減り、資源ごみとして処理する市の負担が増えると考えられたためです。

モデル収集の経費

モデル地区における5種分別収集のテスト実施は、「出す側」と「集める側」の適合状態を点検するためでした。つまり、5種分別種目の排出方法、特に資源ごみの排出と収集のあり方を探り、問題を明らかにした上でその解決方法を検討しようというものです。また、収集コンテナの内容や数量、そして5種分別収集に適した車種や経済的な台数なども検討材料とされました。収集コンテナには約900万円の予算が組まれましたが、結果としてモデル収集でのコンテナなどの消耗品は約700万円の経費で収まります。

一方、全体の経費はモデル収集後の本格実施を合わせると約3億円増となり、その他の収集委託料や車輌整備費などを含めると約5億円増となりました。

ごみが増え、その質が変化するのに伴って処理費用も増えていきます。昭和63年度(1988年度)のごみ処理経費は34億円以上かかりましたが、これは市民が一人につき約9,900円負担したことになります。

7. モデル収集についてのアンケート調査

アンケートにこめた市の期待

モデル収集実施地区では調査終了直後の平成元年(1989年)3月、5種分別収集の実施にあたっての検討材料として、住民に対してのアンケート調査が行われました。

調査の前に市が考えていたのは、市民の反対が大きくなってしまっても、誠意と熱意、そしてごみ問題に対する姿勢を示せば乗り越えられるだろうということです。また、モデル収集の結果、6割の市民の協力が得られれば、本格実施に踏み切る考えも持っていました。この考えの背景には、自治体がごみの収集に一生懸命取り組めば、8割の住民が賛成してくれるという国立公害研究所の研究結果があったのです。

市民の反応

3月に実施されたアンケートの調査結果では、回答者の44.4%が5種分別収集に「当然協力する」、そして48.9%が「めんどうだが協力する」と肯定的な反応が得られ、市は5種分別収集に対する市民の支持が得られたと判断しました。

アンケートで寄せられた意見の中で目立ったのは「大型複雑ごみと小型複雑ごみの区別がわかりにくい」、「大型複雑ごみは申込制でなく、定日収集を希望」、「コンテナが大きすぎる」、「収集日や時間を統一してほしい」、「PRの徹底を」などです。

モデル収集の問題点

コンテナ方式には問題がありました。資源ごみの収集が済んだ後にコンテナをかたづけなければいけないですが、特に共働きの家庭ではこの作業が帰宅後の遅い時刻になります。かたづけるまでコンテナは道路に放置され、通行の妨げになることが指摘されたのです。

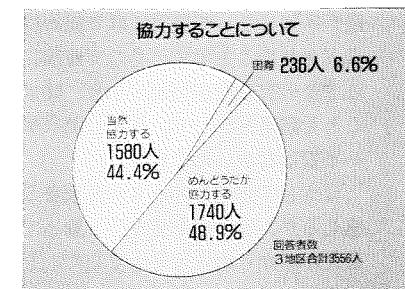
そこで、コンテナを小型の折り畳み式にし、収集後は作業員が折り畳んで、邪魔にならない玄関脇などに置けるようにするという案が実現しました。折り畳み式の採用により、瓶用のコンテナは75リットルに、缶用のコンテナが135リットルに、有害危険物用のコンテナが40リットルにそれぞれ容量が変更されています。

アンケートから出てきた他の意見も考慮して、本格実施時には集合住宅の上層階から容易に運べるように空き缶・空き瓶用の袋が用意されたり、大型複雑ごみの電話申込制が廃止され、定日収集になるという変更が加えられました。

5種分別の効果

モデル収集で5種分別が実施された3地区では、平均して年間1人あたり17.93kgのごみが排出されました。同時期の3種分別地区でのごみの排出量は平均19.67kgとなっており、3種分別から5種分別になると排出されるごみは約1割近く減量されることがわかります。

アンケート結果



—社会実験調査を実施した当時、分別収集の受け止められ方はいかがでしたか？

結果的に、この実験調査で分別収集の有効性と有用性は具体的に確認できたといえます。これまでそんなことは、自治体の関係者の間でも個人的なレベルで漠然と認識されていただけでした。それも、人口10万人以上の都市で5種分別を全市で実施する、いわゆる事業化するのは不可能ではと、関係者の間では常識のように考えられていました。単に実施しているというお題目だけの分別ではなく、実際に効果があがり種類が多く、しかも精度の高い分別というものは、市民全員にごみに関する意識の改革を求めることです。はつきり言えば“面倒くさいこと”を強いるわけですから、都市化が進んだ地域で住民の協力を得るのは難しい、ということです。

—そこで民間の研究所との協力が浮上したわけですね。

そうです。きめ細かい分別がよいのはわかっていたのですが、どのように実施するかが問題だったので、市との共同プロジェクトとして事業化計画に取り組みたいと民間のコンサルタントに申し入れたのです。けれども、事業化は市の業務であると断られ、両者で手を組んで具体策を講じるところまではいきませんでした。また、事業化に責任を持たないプランは、絵に描いた餅と同じで無責任であるとも思つたのです。こうした経過で、事業化には市が独自で取り組むことになりました。

—5種分別の実施には市民の協力が鍵となります。この点に不安を感じて分別収集に踏み切れない自治体があります。この部分をどのように分析されましたか？

確かにそこが最大の難関でした。円滑な市の事業には一般的に3つの要素、つまり市長の決断と議会の承諾、そして市民の協力が不可欠だといえます。ごみの分別実施については、最後の市民の協力を得ることがなんといっても一番難しいと考えられていました。分別の種類の増加は、それだけの手間を市民に強いることに違いありません。それまでは、市民の負担をできるだけ少なくすることが良い行政サービスであると市民も行政も思っていたので、そうした流れに逆らうことになるともいえます。

—今のお話は住民と行政の関係の基本的な面についてですが、そもそも言ってられない面がごみについてはあると思うのですが？

そもそも言ってられない側面にもいろいろな面、大体は4つぐらいがあったのですが、まずはさきほどの行政サービス逆戻りについていうと、ごみ処理の問題はそんなレベルを超えているということです。さらに“良い行政サービスとは何か”という問題を、今後は市民と行政がともに考える時代になっていくだろうということです。また、行政が本気になって誠実に取り組めば、市民の80%の支持は得られるという研究論文が発表されたことです。そして最後に、実験収集の経験から分別収集の種類を増加させることの有効性が明確になり、関係者の共通認識として定着したことです。こうしたこととを起爆剤にして、5種分別収集の事業化に取り組んだわけです。

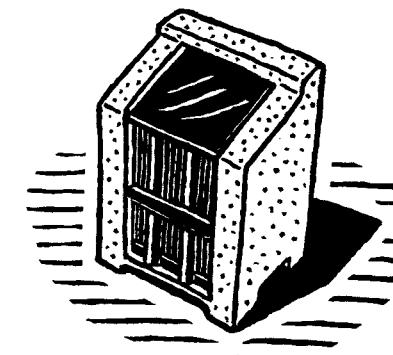
—不安はなかったですか？

こうして整理してみると簡単なことのようですが、それを住民がどう受け止めどう感じるか、なるほどそうだと思ってくれるのか、でも面倒だと拒否されるか、そんなことが頭から離れませんでした。しかし、最後はやるしかないという状況でしたね。

第4期

5種分別の実施

(平成元年～現在)



1. 説明会と5種分別本格実施

説明会は994回

5種分別に移行する準備として平成元年(1989年)1月20日、「吹田市廃棄物処理基本構想・基本計画」に基づき市民にわかりやすい組織にするため、吹田市は機構改革によって部を統合整理し、環境部を設置します。

5種分別の説明会は同年8月から地区別の自治会単位(※註)を基本に994回実施され、参加者は約33,000世帯を数えました。この数字をみてもわかるように、市と市民双方が多くの努力を払うことになったのです。

市は説明会のために要員を8班編成し、全体的な理念の説明(※註)を行なう各班の責任者に環境部の管理職を、そして班長には衛生第1課の係長をあてました。具体的な内容は、収集指導員や一般の収集員といった収集担当者が説明します。

当初の説明会は参加者が少なくて流会になることも多く、開催してもたくさんの不平不満が並べられたそうです。それは「税金を取っておきながら、なぜ5種分別をさせるのか」、「なんで、そんなややこしいことをせなならんのか」、「面倒くさい」、「おまえら、楽しようとしているのか」、「少しくらい有料になんでも、市民負担を少なくせよ」といった内容です。しかし丁寧に説明を繰り返していくと、参加者の8割くらいが理解してくれたそうです。

説明会の日程が予定の半分くらい進んだところで、地球の温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨、ごみの大幅増加などといった環境問題が社会的にクローズアップされたり、環境に関する記事が市報に連続して掲載されることもありました。その上、東京のごみ問題(※註)をマスコミが大きく取り上げたことも、ごみ問題に注目を集める追い風として作用することになります。

そんな社会状況のもと、説明会も次第に建前上の話が少なくなってきた、より具体的なごみの出し方に関する質問へと変わっていきます。市民の参加が好調になってきた説明会は土曜・日曜も実施され、朝から晩まで説明に努める職員もいました。

5種分別説明会の様子



註：自治会単位／一部、地区別に行なわれた。

註：全体的な理念の説明／なぜ5種分別なのかや、資源化・減量化の必要性、ごみから生活を見直すことなどについての説明。

本格実施へ

5種分別の本格実施はまず、平成元年(1989年)8月1日にモデル収集の対象地区からスタートし、その後徐々に地域を拡大していきました。

5種分別に移行した成果は、3種分別のときと比較するとごみ量が7.8%も減量したことです。この原因として、以下の3点が考えられます。

- ①ごみを出すのが従来より手間取るので、過剰包装や無駄なものを買わないなど、家族全体でごみのことを考えるようになった。
- ②ちょうど地球環境問題が社会的に大きく取り上げられはじめ、問題意識の高揚につながった。
- ③5種分別の啓発活動が功を奏した。

また、5種分別の本格実施後には、アンケート(※註)で吹田市政の優れている点として「ごみの収集やリサイクル」がトップにあげられるまでになりました。

2. 吹田市資源リサイクルセンターの建設

吹田市資源リサイクルセンター

5種分別の実施とともに、吹田市資源リサイクルセンターの建設も着々と進められました。リサイクルセンターの建設は、昭和49年(1974年)に建設された「粗大ごみ破碎工場」の建替計画に端を発し、昭和61年(1986年)3月に策定された「吹田市廃棄物処理基本構想・基本計画」に基づいています。平成元年(1989年)12月に厚生省から国庫補助金の内示を受け、平成2年(1990年)2月から建設を着工し、平成4年(1992年)9月に完成、10月に竣工式が行なわれました。

註：東京のごみ問題／昭和60年(1985年)以降、一般廃棄物のごみは急増し、昭和63年度(1988年度)の全国のごみ排出量は過去最高の4,828万t、東京ドーム約130杯分に膨れ上がった。前年度比3.9%増と伸び率も過去10年で最高となり、1人あたり1日約1kgのごみを出していることになった。中でもOA化による紙ごみの増加により、東京湾の中央防波堤外側の埋立地があと数年で満杯になると予想され、このままでは首都圏がごみに埋もれるという「SOS宣言」も出された。

註：アンケート／平成2年(1990年)5月に吹田市労働組合連合会が大阪自治体問題研究所の協力を得て実施した「吹田市のくらしとまちづくりに関する市民アンケート」。無作為抽出による市内在住の有権者3,000人を対象に実施され、1,968人(回収率65.8%)の回答を得た。

吹田市資源リサイクルセンター



5種分別地区分類

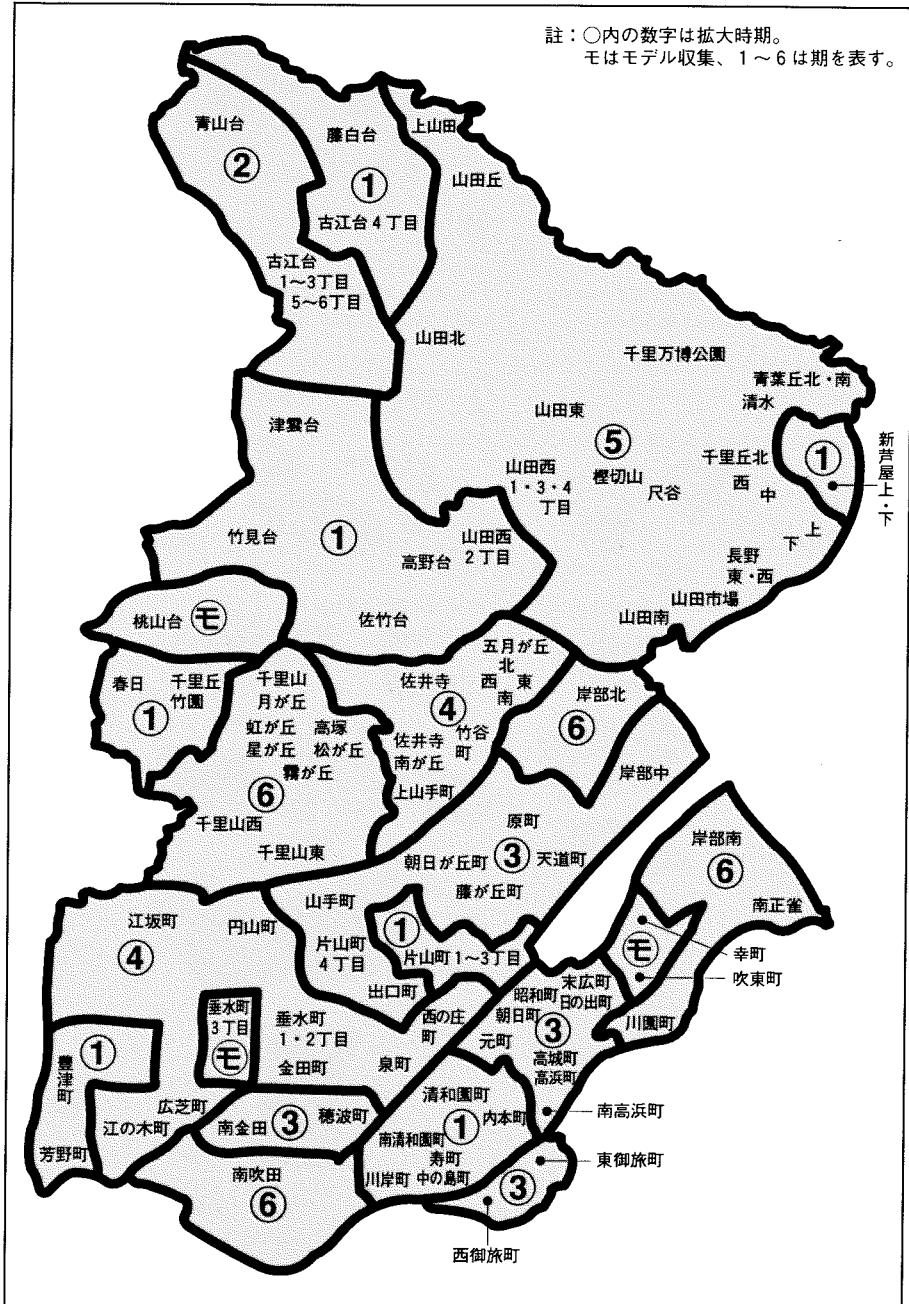
モデル収集	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
幸町 吹田東町 垂水町3丁目 桃山台	内本町 寿町 中の島町 清和園町 南清和園町 川岸町 片山町 1~3丁目 春日 千里山竹園 豊津町 芳野町 佐竹台 高野台 竹見台 津雲台 藤白台 古江台4丁目 山田西2丁目 新芦屋上・下	古江台 1~3丁目 古江台 5~6丁目 青山台	元町 朝日町 東御旅町 西御旅町 昭和町 末広町 高城町 高浜町 南高浜町 日の出町 山手町 出口町 南金田 穂波町 朝日が丘町 藤が丘町 片山町4丁目 天道町 原町 清水 尺谷	泉町 西の庄町 上山手町 佐井寺 竹谷町 佐井寺南が丘 五月が丘北 五月が丘西 五月が丘東 五月が丘南 垂水町 1~2丁目 円山町 江坂町 江の木町 広芝町	山田西1丁目 山田西 3~4丁目 山田東 山田北 千里万博公園 櫻切山 上山田 山田丘 山田南 山田市場 千里丘上 千里丘中 千里丘下 千里丘北 千里丘西 長野東・西 青葉丘北・南 青葉丘北・南 青葉丘北・南 山松が丘 千里山高塚 千里山西 岸部北 岸部南 南正雀	川園町 南吹田 千里山東 千里山月が丘 千里山虹が丘 千里山霧が丘 千里山星が丘 千里山松が丘 千里山高塚 千里山西 岸部北 岸部南 南正雀

5種分別説明会の開催と実施状況

実施期	モデル収集	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	合計
説明会開催期間	昭和63年9月~10月	平成元年9月~平成2年1月	平成2年3月~4月	平成2年8月~10月	平成3年3月~5月	平成3年8月~10月	平成4年3月~7月	
当期実施世帯数	5,671	32,061	6,434	20,188	20,163	19,003	19,527	124,553
延べ実施世帯数	5,671	37,666	44,282	64,264	85,204	104,254	124,553	124,553
実施割合%	4.65	30.70	36.13	52.43	68.94	84.23	100.00	100.00
説明会開催状況	実施団体数a 〃b 〃計	21 8 29	151 25 176	30 2 32	71 4 75	66 97 163	102 37 139	60 27 87 701
	延実施回数a 〃b 〃計	32 8 40	201 28 229	52 3 55	101 4 105	105 96 201	186 42 228	109 27 136 994
	参加世帯数a 〃b 〃計	1,253 783 2,036	5,985 341 6,326	2,147 54 2,201	3,780 73 3,853	3,972 1,788 5,760	6,580 765 7,345	4,875 655 5,530 28,592 4,459 33,051
	参加割合%	35.90	19.73	34.21	19.09	28.57	38.65	28.32 26.54
5種分別実施日	昭和63年11月1日	平成2年1月1日	平成2年5月1日	平成2年11月1日	平成2年6月1日	平成3年11月1日	平成4年6月1日	

註：a = 自治会など、b = 自治会以外

5種分別実施地域の拡大状況地図



5種分別の分別表

ごみのわけ方		5種分別		ふえるごみ 減らす手立ては 5種に分別 吹田市環境事業部事業第1課(電話832-0026)	
燃焼ごみ	資源ごみ	大型複	雑ごみ	小型複雑ごみ	有害危険ごみ
週 2 回 毎週 収集日	月 2 回 第 1 曜日	月 1 回 第 1 曜日	月 1 回 第 1 曜日	月 1 回 第 1 曜日	月 1 回 第 1 曜日
<p>台所のごみ、プラスチック・ビニール製品、革製品、木製品等の小さな燃えるごみ</p> <p>ビニール袋やポリ袋に入れて出してください。袋の口はヒモ等でしばってください。</p> <p>台所のごみ(出来るだけ水を切ってください。)</p> <p>プラスチック製品 再生できない紙くず 発泡スチロール 植木の枝・木切れ (太さ7cm以下、長さ50cm以下) 落ち葉 玄関マット 50cm以下 ヒニール袋 革製品 使い捨てカイロ ぬいぐるみ 木箱 積木</p> <p>びん、かん、金属製品、古紙、古布等 (割れたびんは小型複雑ごみへ出してください)</p> <p>びん、かん、金属製品、古紙、古布等 (割れたびんは小型複雑ごみへ出してください)</p> <p>「不用品」と張り紙してそのまま出してください。</p>	<p>60cm四方以上の大きな物又は1m以上の細長い物と燃焼ごみに含まれない木製品等</p> <p>空かん 鍋、やかん等の金属製品 空びん 古新聞・古雑誌・ダンボール ホロ布・古着等 木箱 積木</p>	<p>60cm四方以上の大きな物又は1m以上の細長い物と燃焼ごみに含まれない木製品等</p> <p>大型電器製品等 ステレオ 冷蔵庫 クーラー テレビ 洗濯機 オーディオ 製家具類 じゅうたん うたん じゆうし マットレス マットレス ふすま・障子 物干さお 自転車 石油ストーブ バイク(125cc以下) 時計 カーペット 時計 時計 時計</p>	<p>燃えないもの及び燃えるものと燃えないものの混成品で60cm四方以下及び1m以下の細長い物</p> <p>漏戸物等の食器類 植木鉢 ホーロー製品 ポータブルテレビ 電化製品 (大型を除く) 小さなスチール家具 おもちゃ (金属を含む) 白熱電球 ゴルフクラブ 三輪車 ボット ハンガー 時計 傘</p>	<p>燃えないもの及び燃えるものと燃えないものの混成品で60cm四方以下及び1m以下の細長い物</p> <p>電池、蛍光灯、水銀体温計等有害な物質を含むもの又は取扱に注意を要するもの</p> <p>機に入れて壁際等にそのまま置くべきもの ご家庭では、有害危険ごみ用の袋で保管してください。</p>	

吹田市資源リサイクルセンターの設立にあたって、昭和61年(1986年)4月に「吹田市廃棄物問題市民懇話会」が設けられます。懇話会では、市民や商工会議所、消費者団体、婦人団体、再生資源・清掃事業者、学識経験者など幅広い分野からリサイクルセンター事業についての提案を得るよう、努力が重ねられていました。

センターはその性格を、単なる「ごみを処理する施設」だけでなく、排出者としての市民に認識を深めてもらうため、ごみ問題やリサイクルに関する「意識啓発の施設」を併設するセンターであると打ち出しました。その結果、国庫補助金からは「粗大ごみ処理施設整備事業」の適用以外に、厚生省が平成元年(1989年)に設けた「廃棄物再生利用総合施設整備事業」の適用を国内ではじめて受けています。

行政の取組みだけではこの意識啓発の事業を実施するのに限界があると考えた吹田市は、大阪府や多くの出捐者^(※註)と共同で財団法人千里リサイクルプラザを設立しました。現在、この財団はリサイクル社会の構築を目指して、行政・企業・市民・大学といった様々な分野からの参画を得ながら、各種事業を実施しています。

ちなみにセンターの建物は組織としていうと、1階から3階が『吹田市破碎選別工場』、4階と5階は財団法人千里リサイクルプラザが管理運営する『吹田市資源リサイクルセンター』となります。

吹田市破碎選別工場

5種分別で回収されたごみのうち、吹田市内の家庭や事業所から排出された燃焼ごみを除く4種のごみが破碎選別工場に搬入され、図(「破碎選別工場でのごみ処理の流れ」)のように処理されています。

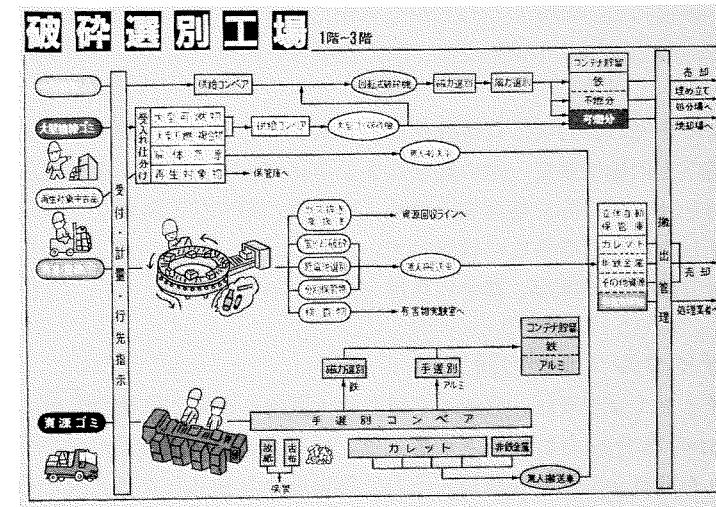
大型複雑ごみはプラットホーム^(※註)で不燃物と可燃物に分けられ、粗大ごみ破碎機^(※註)で破碎されます。破碎された可燃物はコンパクタ^(※註)に集められて、燃焼ごみを処理する隣接の吹田市北工場へ運ばれます。一方、大型複雑ごみの不燃物は小型複雑ごみと一緒に不燃ごみ破碎機^(※註)で破碎され、磁力選別と風力選別^(※註)を経て埋め立てられたり、残った有価物が業者へ売却されたりします。

有害危険ごみの中でも特に危険である水銀乾電池や蛍光灯はドラム缶に集められ、一定以上の量になると再生処理工場に運ばれ、処理されます。

資源ごみのびんは色ごとに手選別^(※註)され、業者に引き取られています。そこでびんは細かく碎かれカレットとなり、新しいびんの材料となるのです。現在は一升びんなどのリターナブルびん^(※註)の回収も盛んになり、平成5年(1993年)には175,059本のリターナブルびんが破碎選別工場で回収されました。

資源ごみのかんは磁選機^(※註)でスチールとアルミに分けられ、コンテナに運ばれます。その後、業者に引き取られて新しい資源になっています。

破碎選別工場でのごみ処理の流れ



破碎選別工場の年度別処理実績

区分	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年
ごみ年間総排出量	128,809.88	128,381.14	128,831.16	128,848.16	126,925.54
処理量	13,792.40	13,532.67	13,261.83	13,279.00	13,953.64
内訳	破碎可燃物	7,562.04	6,783.44	5,754.98	3,688.06
	破碎不燃物	4,092.58	3,589.42	3,352.28	4,188.14
	再生資源等	2,137.78	3,153.81	4,154.57	5,402.80
	その他	0	0	0	0.22
処理率	10.7%	10.5%	10.3%	10.3%	11.0%
対処理率前年伸び率	*	-1.9%	-2.0%	0.1%	5.1%

註: %以外の単位はt、処理率はごみ年間総排出量÷処理量

註: 出捐者／財団基本財産への出資者。

註: プラットホーム／受け入れた大型複雑ごみの仕分けや投入の作業を行なうところ。

註: 粗大ごみ破碎機／冷蔵庫や洗濯機、家具などの大型複雑ごみを強力な引裂力によって粗破碎する機械。5時間で30tの粗大ごみを破碎する。

註: コンパクタ／破碎されたごみのうち、鉄分を取り除いた不燃物や可燃ごみを一旦溜めておくところ。

註: 不燃ごみ破碎機／5時間で50tの不燃ごみを破碎する。また、テニスボール大のスクランプを作り出すことができる。

註: 磁力選別と風力選別／不燃ごみ破碎機で処理されたものの中から鉄分を回収するのが磁力選別。さらに回収の純度を向上させるために施されるのが2段階の風力選別。

註: 手選別／人間の手によって選別されること。

註: リターナブルびん／生きびんとも呼ばれる。ビールや一升びんのように、洗って何度も使用されるびんのこと。

註: 磁選機／スチール缶など、鉄類を自動的に選別する機械。

このように吹田市では、5種分別されたごみをできるだけ資源としてよみがえらせるために、処理の過程において様々な努力がなされています。その結果、鉄やアルミをはじめとする48種類の素材が再生され、新たな資源に生まれ変わっているのです。

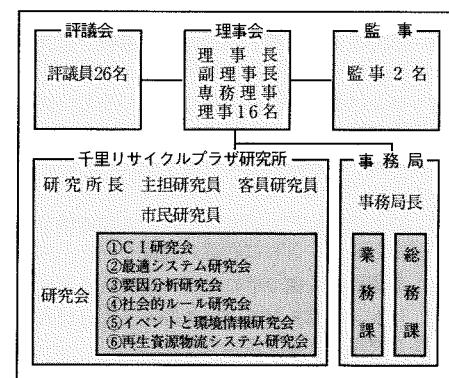
しかし、5種分別は市民の協力なしには成り立ちません。悲しいことですが、いまだにスーパーの袋などに缶や瓶と一緒に混ぜたまま排出する人も多く、破碎選別工場に運ばれてきたそれらのごみを処理するため、磁選機の前で作業員がひとつひとつ袋を破る作業をしなければならない状況です。このように「自分一人くらいなら大丈夫」という自分勝手な行動が、誰かに負担をかけているのです。

財団法人千里リサイクルプラザの設立

財団法人千里リサイクルプラザは、吹田市をはじめ大阪府や民間134社の出捐により、平成4年(1992年)3月16日に設立されました。理事長には吹田市長が就任し、吹田市から派遣された職員からなる事務局、そして事務局から独立した研究所から構成されています。現在の基本財産は9億6,317万円です。

財団が設立される4年前の昭和63年(1988年)、財団が実施する事業の内容や運営主体、事業経費などを調査・研究するために3つの研究会が設けられました。3つの研究会とは、講座事業や研究事業に関して研究する「大学研究会」、市民工房において実施する事業を検討する「市民リサイクル活動研究会」、そして第3セクターの設立計画に関する「地元企業研究会」です。中でも「大学研究会」は、吹田市内の4大学から各1名の教員(※註)の参画を得て、昭和63年(1988年)11月から平成3年(1991年)12月まで計20回に及ぶ議論を重ねました。これらの研究会の成果は現在の財団事業に引き継がれています。

財団法人千里リサイクルプラザの組織



註：吹田市内の4大学から各1名の教員／大阪大学、関西大学、大阪学院大学、金蘭短期大学から各1名ずつ参画した4名。研究所の当初からの主担研究員。

平成2年(1990年)2月に財団の発起人会議が開催され、発起人として参加した大阪府や大阪工業会、吹田商工会議所、学識経験者、吹田市の代表による協議の上、事業運営法人設立基本計画についての了承を得ることができました。これを踏まえてさらに出捐者を募り、ようやく平成4年(1992年)3月16日、民法第34条に定められた公益法人として大阪府知事から設立許可を受けることになります。

現在行なわれている財団の事業

現在、財団では市民研究員の活動である研究事業をはじめ、以下の事業が実施されています。

a. 市民リサイクル活動センターとしての事業

《市民工房》6つある市民工房では、破碎選別工場に搬入されるごみの中で再生可能なものを指導員が修理・再生しています。内容は、衣料のリフォームや牛乳パックの紙すき、ガラス工芸、そして家電製品・自転車・家具の再生です。紙すき以外の工房には毎日指導員がいますので、一般の方がリフォームや修理についてアドバイスを受けたり、実演を見るることができます。また、衣服のリフォーム教室やガラス工芸教室なども行なわれています。

《イベント》年に数回、フリーマーケットや廃棄物音楽会などといったイベントが行なわれています。

b. 講座・講演事業

これまでこの事業では、6回連続の「廃棄物環境問題基礎講座」や講演会、また実際に現場に出かける「廃棄物のゆくえ見学ツアー」などが行なわれています。

c. 調査・研究事業

ごみの減量や資源化、またリサイクルを進めていくには、社会体制の確立とともに、生活者としての私達の意識をはじめライフスタイルを変えていくことが必要です。このような観点から、市民研究員制度を取り入れた研究所『千里リサイク

市民工房での家電製品の再生



ルプラザ研究所』が設けられました。市民研究員制度とは、一般市民がボランティアとして自発的に研究事業に参画するものです。

ちなみに、その自発的な活動の一つが本書の作成です。それは、研究所の1グループである社会的ルール研究会で繰り広げられていた、市民研究員同士の会話に端を発します。市民研究員は、吹田市を舞台とした清掃の歴史の中での行政や市民の関わりに興味を持ちはじめました。そしていろいろ分担して、調べてまとめたものがこの『吹田ごみ物語』です。

研究所のこれまでの研究成果はそれ以外にもたくさんあり、『研究報告書』や機関誌『しみんけんきゅう』に掲載されています。

d. 情報収集・提供の事業

センターには、ごみや環境に関する書籍・VTRを自由に閲覧できるコーナーが設けられています。また、リサイクル品の交換に関する情報提供のためのシステムづくりなども現在検討されています。

財団法人千里リサイクルプラザの設立まで

(お話を財団法人千里リサイクルプラザ前総務課長 德野暢男さん)

—財団設立構想は何がきっかけとなって、また、いつ頃スタートしたのですか？

粗大ごみ破碎工場が老朽化し、建替計画がでてきましたが、これをきっかけに吹田市廃棄物処理基本構想・基本計画が策定されました。この中でごみ処理の基本方針として、ごみの減量化、資源の有効利用、一層の適正処理の3つが掲げられました。そして、これを実施するにはごみの収集・運搬・処理というハード事業だけでなく、ごみに関する啓発・研究というソフト事業も必要であると考えられたのです。その上で、この事業は市民と行政、学識経験者、そして企業が共同して行なうことが効果的であるとして、第3セクター方式による公益法人設立へつながっていきます。財団設立構想のスタートは、関係4者による設立発起人会議の日だといってよいと思います。

—出捐をお願いした企業はすぐに趣旨が理解できたのでしょうか？

はじめはなかなか理解できなかったと思います。たとえごみ問題の重要性を理解できても、「ごみを扱うのは行政の役割ではないか。なぜ企業が、またなぜ我が社がこのような事業に関わらなければならないのか」という考えもあったと思います。また、出捐する金額の設定やその理由づけ、さらに同業他社の動向などをよく聞かれました。

—そのような疑問なり、質問に対してどのように説明なさったのですか？

ごみや環境に関わらない企業はないと説明し、協力を求めました。また、スポーツや芸術に資金を提供する時代から、次は環境に資金を出す時代だとも言いました。

—財団の基本財産の目標金額を10億円に設定した理由はなんですか？

e. 再生資源物流センターとしての事業

昭和60年度(1985年度)に吹田市の基本構想・基本計画が策定された段階では、財団法人の収益事業として再生資源の売却や管理が検討されていました。しかし、円高を背景とする資源化物の価格低迷により計画はやむなく修正され、現在は地域における集団回収の促進やトレー・ペットボトルの回収システムに関する調査が実施されています。また、資源リサイクルセンターの広場を利用して、市民同士による不用品の交換会やフリーマーケットが開催され、財団は市民工房で再生された自転車や家具、電気製品を提供・販売しています。

資源リサイクルセンター・広場でのフリーマーケット



予想では財団の事業規模は1億円でした。計画時の金利がだいたい6~7%でしたから、10億円の基本財産に対して6~7千万円で、その収入に吹田市からの委託事業収入を合わせると1億円になり、これで賄えるという判断です。10億円のうち、吹田市が負担できるのは5億円が限度かなとも思っていました。大阪府の職員の方に間接的に聞いたところでは、府でも1億円集めるのはたいへんで、吹田市が5億円集めるのは困難ではないかというのが外部の意見だったのです。

—吹田市が半分の5億円を出捐することに対して、市議会での議論はいかがでしたか？

10億円を目標にして民間から5億円集まるならば、吹田市は財団法人の様々な面で責任を持って運営する立場だから、50%の5億円は出捐しなければならないという考えだったと思います。

—設立以降現在まで、出捐企業などの関心は維持できているのでしょうか？

財団が各種の事業を実施する際、必ず出捐企業には案内状を出しています。しかし、景気が低迷し、経営環境が厳しい企業経営者の関心事としては、優先順位が後位になっているのではないかと思います。

—ちょうど時期でいうと、バブル崩壊の直前に滑り込みで財団が設立されました…。

当時、景気に關して官庁と民間経営者の間に判断の違いが出ていたことを思い出します。平成不況は平成3年(1991年)5月にはじまったと後からいわれていますが、それなら、出捐要請の真っ最中に不況がはじまっていたわけです。もう少し遅れていたら、第3セクター方式のこの財団はできていなかつかもしませんね。

3.「廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の施行

昭和47年(1972年)に制定された「吹田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が全面改正され、「新ごみ条例」(※註)が平成6年(1994年)4月に施行されました。

新条例は、ごみの減量や適正処理、市・市民・事業者それぞれのリサイクルについての役割を明らかにし、互いの協力・連携によってリサイクル都市づくりを進めることを謳っています。内容は次のようなものです。

a. 市長のつとめ

- * ごみ減量などの施策を市民の参加と協力のもとに行なう。
- * ごみ減量や適正処理に市民の意見を反映する措置を講じる。
- * 市民の自主的な活動に援助と協力をする。
- * ごみ減量などの情報を収集し、積極的に市民に提供する。
- * ごみ減量などの施策の実施状況を常に市民に明らかにする。

b. 市長が事業者に対してできること

- * 事業活動でごみを多量に出す事業者に対して、減量計画の作成と提出、その他必要な指示を行なう。
- * ごみになった場合に適正な処理が難しい製品や容器を適正処理困難物(適正な処理ができない物)に指定する。また、指定した適正処理困難物の製造や加工・販売をする事業者に対して、回収などの要請を行なう。

c. 審議会(廃棄物減量等推進審議会)

- * ごみの減量などについて審議するために、25人の委員から構成される。

d. 推進員(廃棄物減量等推進員)

- * ごみの減量を進めるため、市の施策に協力したり、市民の自主的活動を進めたりする。市長が委嘱する。

註:新ごみ条例／正式には、吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例。

4. 現在の課題

事業系廃棄物への対応

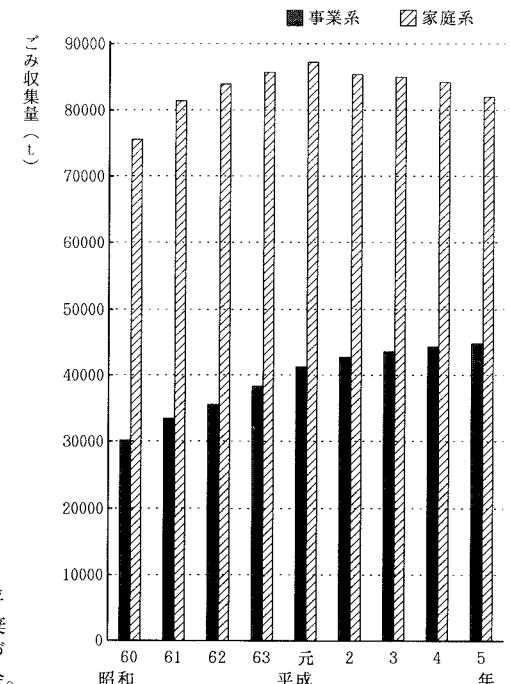
現在、吹田市内で排出される家庭系廃棄物と事業系廃棄物の比率は7:3で、家庭系のごみ量はほぼ横ばい状態ですが、事業系ごみは増加傾向にあります。

家庭で消費されるものについては、次第にごみになりにくい商品や包装の方法が開発されたり、ごみを出さないように各家庭が努力を払うことで成果があがっていますが、事業所から出るごみにはそのような動きが見られません。事業所からのごみが多いということは、ある意味では経済活動が活発である証拠といえるのですが、このままよいわけではなく、より多くの工夫と努力が必要です。なぜ事業系のごみは家庭におけるほど努力を払われないのか。それはこれからの興味ある研究テーマといえます。

ともあれ、市としては事業所に対して減量化と分別の徹底を要請していますが、あまり効果があがっていないのが実状(図「排出源別ごみ収集量の推移」参照)です。市民も参加して平成6年(1994年)9月に設けられた審議会(※註)では、どのようにごみを削減することができるのか、現在も審議が続けられていますが、この中でも事業系のごみへの対応方法は問題になっています。

排出源別ごみ収集量の推移

年 度	家庭系(kg)	事業系(kg)
昭和60年	75,623,910	30,239,090
61年	81,469,420	33,512,080
62年	84,028,620	35,602,190
63年	85,858,590	38,351,330
平成元年	87,385,480	41,424,400
2年	85,549,380	42,831,760
3年	85,141,260	43,689,900
4年	84,359,720	44,488,880
5年	82,063,380	44,862,160



註:審議会／平成5年10月(1993年)に制定、平成6年(1994年)4月に施行された「吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づいて置かれた吹田市廃棄物減量等推進審議会。

生活の変化への対応

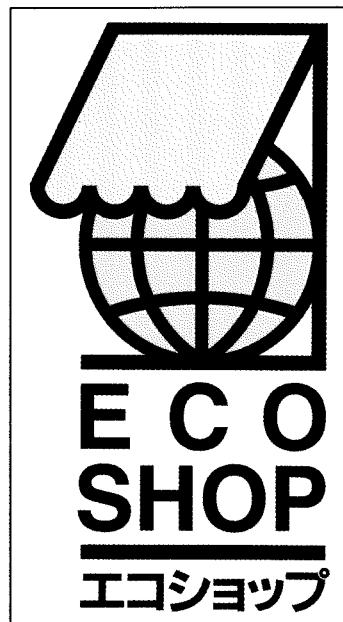
経済白書に「もはや戦後ではない」という表現が登場したのは昭和31年（1956年）のことでした。経済復興が軌道に乗り、さらなる成長に向けて走り出した時代の様子を示した言葉として有名です。

この昭和30年代（1955～64年）、電化製品が道路や空地に捨てられることなどありませんでした。というよりも、電化製品の種類も少なく、紙や缶、瓶などありとあらゆるものが再利用の途をたどっていたのです。

その後の日本は世界に例のないほどの経済成長を果たし、生産と消費の規模を著しく拡大してきました。同時に消費のスタイルも大きく変化し、豊富で多様化する商品が、ごみ処理の面からみるとたいへん困る現象を起こすようになります。紙おむつやスプリングマットレスに代表されるような、以前にはなく適正な処理が困難な質の商品が増加したのです。また、埋めても腐らず、焼却するにしても有害なガスを排出する各種プラスチックの激増も問題となりました。

このような状況を反省し、ごみを出さない生活により近づくためには、生産・販売・消費という全ての段階での努力が必要です。便利な生活は、不便な後始末を伴ってきたのでした。

エコショップ指定を表示するステッカー



阪大病院

リサイクル成果の頭打ち

分別の実施は、社会で再生される資源の収集と処理の方法を次第に整備していましたが、再生資源が積極的に利用されているかというと、現実には厳しいものがあります。再生資源よりも海外から輸入される新しい原材料を使用する方が経済的であり、その一例として、スーパー・マーケットなどでリサイクル率100%のトイレットペーパーが必ずしも非リサイクル商品より安くないことがあげられます。

積極的に再生品の用途を拡大する方策を考えない限り、この問題は簡単に解決できず、分別の目的が消失しかねません。吹田市でも、スーパーなどエコショップ（※註）指定の店舗数を増やすようにしていますが、まだ多くの成果は期待できません。

阪大病院の移転に伴う感染性廃棄物の問題

特殊なごみとして、医療関係の機関から発生する感染性廃棄物（※註）があります。感染性廃棄物には自治体が処理計画を立てて実施する感染性一般廃棄物と、専門業者が処理する感染性産業廃棄物の2種類がありますが、どの廃棄物が感染性廃棄物であるかは医師が決定します。つまり、排出者の判断が最優先されているのです。感染性産業廃棄物については医師会と話し合って、処理業者に出すよう依頼していますが、まだまだ徹底されていないのが実状で、かなり不安な面もあります。

また吹田市は、阪大病院（※註）の移転によってさらに感染性廃棄物問題が複雑化しないかと懸念しています。マンモス病院である阪大病院から出るごみの量は大量なので、全体の量を減らすことと、病院特有の感染系廃棄物の扱いに充分な配慮が望されます。

註：エコショップ／平成4年度（1992年度）9月から大阪府下で開始された制度。簡易包装の推進や使い捨て容器を使用した製品の販売の自粛、あるいは不要となった容器の回収など、ごみの減量化やリサイクルについて積極的に取り組む小売店に対し、市町村が申請に基づいてステッカーを配布している。

註：感染性廃棄物／医療行為などによって廃棄物となった脱脂綿、ガーゼ、包帯、ギブス、おむつ、血液、注射針、注射筒、点滴セット、体温計、試験管などの検査器具、有機溶剤、摘除された臓器・組織のうち、人が感染、または感染するおそれのあるもの。血液などは、付着の程度や付着した廃棄物の形状、性状の違いにより感染の危険性に大きな差があるとの考え方から、排出する場合には「専門知識を有するものによって感染の危険がほとんどないと判断されたときには、感染性廃棄物とする必要はない」とされている。

註：阪大病院／大阪大学付属病院。平成5年（1993年）9月1日に大阪・中之島から吹田市に移転してきた。ベッド数1,079、外来患者数は付き添い者を別にして1日あたり約2,000名、職員数は1,229名。

阪大病院のごみへの取組み

(お話：大阪大学付属病院 管理課環境整備課長 金川英二さん)

—1日に4,000人の方がいらっしゃる阪大病院は、事業所としてみるとたいへんな規模ですが、ごみ問題について、どのように組織的な取り組みをされているのですか？

廃棄物に対しては以前からも取り組んでいます。昭和56年(1981年)9月に廃棄物等処理委員会というのが発足し、平成5年(1993年)の千里への移転時には移転問題実行委員会を作り、新病院への移転に備えました。ごみ問題が病院の中で占めた量は極めて小さいものでもなく、開院してからいろいろと問題が出てきました。

—院内処理と外部での処理はどのような状況ですか？

院内での処理は形式的には委託になるのですが、実験動物用焼却炉は1時間あたり150kgの能力で、週2日・1日3時間稼働となっています。また、一般焼却炉は1時間あたり108kgの能力で、週6日・1日6時間稼働です。これは湿性汚物や可燃物の感染性廃棄物などを焼却しています。外注処理の現状は、可燃物など1日約4m³の量を市に委託しています。話題になる医療系廃棄物は、1週間で1斗缶(18リットル)百数十缶になります。

—病院の皆さんのごみに対する意識はどうですか？

感染性のものを入れる1斗缶には注射針など必要なものだけ入れようとPRしていますが、実際には院内焼却が可能なものも多く入っています。このため、廃棄物処理委員会のマニュアルに違反するごみは処理しないとPRしたり、勧告しています。その結果、病院全体としてはごみに対する意識が向上しつつあります。

—ごみ置き場が病院の一角にもうしわけなさそうに作られていたり、その天井には配管がむき出しで走っていました。それになにより、院内焼却の現場は窓もなく、夏場の暑さは例えようもないと働く人から聞かされました。病院という先進的組織でもごみについては後進的なのですか？

そういう点があるのは確かです。各フロアのごみ置き場はご覧のようにとても狭く、下にある病院全体のごみ置き場は7m四方(49m²)しかありません。とても足りないので、吹田市にお願いして、18m³のごみストックを置かせてもらっています。病院建設計画の段階に、こういうことまで考えられればよかったのですが…。ごみの量をみても、以前と比べて減量にはなっていません。ただ、市の指導もあり、分別をきちんとすることになりました。

5. 行政と市民のよりよい連携を目指して

千里リサイクルプラザ研究所の要因分析グループが実施した「吹田市における家庭ごみの発生とリサイクル率の分析調査」によると、吹田市内では地区ごとのリサイクル率の相違はさほど顕著ではありません。しかし、その中でも目立っているのが、住民間のコミュニケーションが円滑にいっていないワンルーム・マンションなどのような住居形態での分別状態の悪さです。このことは、ごみを出す側のモラルがごみ問題に大きく影響することを示しているといえます。

また、モラルの問題は様々な場面に露出しています。万博公園の外周道路やその脇には、夜間ひそかに捨てられたり、信号で停止した車の窓から投げられたりしたごみが延々と続いています。モラルの低下には眼を覆うばかりです。同じように、駅前の公衆便所がひどく汚されたり壊されたりしたおかげで、掃除や手入れがたいへんになり、とうとう閉鎖されたこともモラルの問題です。ごみを捨てる本人に注意でもしようものなら、反対にこちらが怒鳴り返されることを覚悟しなければいけません。小学校できちんとモラルを教育しても、大人のこのような振る舞いを見ている子供が、どんな影響を受けるかははっきりしています。

ポイ捨て禁止条例（※註）を制定する自治体が増加している現在、この「市民の意識」のあり方を改めて考えることも必要になるに違いありません。自転車や自動車までが捨てられるようになった今日、生活の豊かさとモラルの低下という関係をどう考えるかということがますます重要になるでしょう。

ごみ問題は従来の考え方では対処できないほど深刻なものとなっていますので、ごみの減量やリサイクルの大前提として、市民の参加・協力が必要になってきます。市だけがごみを収集・処理し、市民はただでその恩恵を享受する時代は終わりました。そういう意味で、市には今後の対応を考えるために、5種別についての追跡調査などの実施が望されます。また自治体には、行政として取り組む強い意欲と姿勢とともに、意識ある市民と連帯・連携することが求められるのも明らかです。この連帯を通じて、はじめて生産・販売・流通をも巻き込んだリサイクル社会の構築が可能ではないでしょうか。

千里リサイクルプラザが市民の意識を高め、参加を促し、市民自ら考え実行した結果を発信していく場として設立されたことは、市民と行政の連帯関係をどのように創り上げていくか試されていることかもしれません。

註：ポイ捨て禁止条例／ごみの不法投棄やポイ捨てに罰則を与える条例。

ごみの不法投棄



まちの美観を損なう看板



あふれる自転車によってふさがれた通路



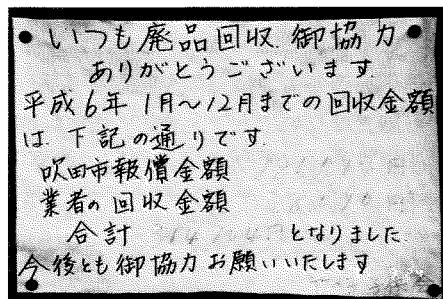
まだまだ徹底が必要な5種分別収集



集団回収への取組み

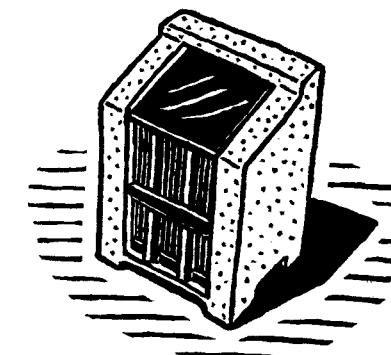


集団回収への取組みの報告



(この頁の写真撮影はすべて市民研究員による)

資料



1. 吹田市廃棄物処理基本構想・基本計画の概要

(参考／昭和61年3月 (株)ブランド研究所作成報告書)

現状分析

(1) 多様な化学物質の混入

今日の都市廃棄物の中には多様な化学物質が含まれており、この化学物質を適正処理して、P.C.B.（※註）問題やダイオキシン・乾電池問題などの二次公害を未然に防止する必要がある。

(2) ごみ量の増大と対策

昭和40年代（1965年～1974年）の高度成長期には、都市廃棄物の量的増大傾向は市民生活水準と都市の活力を示すバロメーターと考えられてきたが、昭和45年頃には多くの都市で深刻な問題と化した。万博を契機に都市化が進む吹田市も例外でない。

(3) 収集体系の現状と改善課題

吹田市は原則として各戸収集方式を採用している。この方式の見直しとして、分別ごみ別に各戸収集とステーション収集の適用性を検討するなどし、長期構想の具体化段階で、両方式の併用か、どちらかの方式を採用するかについて最終的な結論を得る。

(4) 中間処理施設の現状と課題

中間処理施設の性能は、当初の「衛生的にごみを後始末する」水準から、ごみ質を管理選別し、均一な燃焼により環境保全と余熱利用などの目的を同時に達成することのできる水準へと高まってきた。吹田市の中間処理施設はほぼこの域に達しているが、処理性能が吹田市の必要とする水準と比較して大幅に不足し、設備の耐用年数も限界に近づいている。

(5) 最終処分場の現状と処理体系の改善課題

昭和44年度（1969年度）までは油谷・俗位（吹田市内）・浜（摂津市）の3つの埋立処分場を確保していたが、昭和45年度（1970年度）になると、吹田市は全域が「市街化区域」と指定されるなどし、廃棄物埋立処分場を市域内に確保することがほとんど不可能になった。

(6) 建設用地確保の現状と課題

廃棄物処理施設の建設時に直面する困難な課題の一つとして、収集車輌基地や廃棄物集積場所、中間処理施設用地、最終処分用地などの、迷惑施設として忌避されてきた用地の確保をめぐる問題がある。

註：P.C.B./ポリ塩化ビフェニールの英字略語。生体に蓄積しやすい環境汚染物質。

基本構想

(1) 基本構想の目標

環境保全や資源の再利用などの要請から循環型社会システムの構築を目指し、次のような具体的な事業目標を設定する。

- ①市民生活と事業活動に根ざした、ごみ質の管理と分別収集方式の確立。
- ②廃棄物の収集段階での選別とリサイクルを促進するための地域社会システムの開発。
- ③ごみ質の管理と処理過程における質的な分離機能を強化することを基本原理とした、新しい処理施設の整備。
- ④廃棄物の再生利用、回収エネルギーの有効利用などにかかる地域的な便益事業の推進。
- ⑤以上の課題を具体化する、新しい廃棄物処理体系の確立。
- ⑥新しい処理体系において、地域便益事業を促進する施設づくりに取り組む中で、本市における適正かつ合理的な施設配置の実現。
- ⑦分別ごみの適正処理、資源回収および回収エネルギーの有効利用を図るために、適正かつ高い性能を有する技術を調達する手続の確立。
- ⑧市民・事業者などの排出源、資源回収業者及び廃棄物処理業者、学識経験者、その他関連企業が、各自新たな役割を分担する事業体制および事業運営方式の確立。
- ⑨環境アセスメント手法を導入し、廃棄物処理施設建設設計画の策定と実施体制の整備。
- ⑩後始末に追われがちな現行廃棄物処理事業体系を改革し、以上の9項目の課題に取り組むための新たな行政手法の体系化。

(2) 社会システム開発の方針

循環型社会システムの開発には、廃棄物処理事業だけの場面以上に公共の関与が必要であり、同時に、工業系や農業系、また都市系の物質循環システムの開発が求められる。

(3) 循環処理体系の構想

収集段階から最終処分段階まで、全体を通じて循環処理に向けた一貫性のあるト

ータルシステムとして運営管理することが必要である。

(4) 循環処理事業の運営構想

以上の構想の実現のために廃棄物行財政は、ソフト重視の政策や計画行政などへの転換とともに、市民参加体制をも含めた事業推進のあり方を考えねばならない。

(5) 先導的パイロット事業の構想

循環処理体系への移行を段階的に推進するために、分別排出方式による市民によるごみ管理方式の導入、収集サービスの質的転換、循環社会開発センター設立など、先導的な事業を推進する必要がある。

基本計画

(1) 分別収集体系の確立

基本構想の目標を達成する上で、市民自らが主体的に参加する分別排出システムなどの開発は最優先の課題である。基本計画の段階では4種分別（資源ごみ・燃焼ごみ・複雑ごみ・有害危険ごみ）を目指す。

(2) 廃棄物排出量の減量化制御

減量化制御の基本として、廃棄物の排出メカニズムを排出源にさかのぼって調査分析することにより、排出量の制御要因を抽出することを基本とする排出管理手法を用いる。

(3) 施設の適正規模と建設時期

適正規模設定の方針として、従来、廃棄物処理施設の適正規模を決めるることは困難な課題であったが、排出管理手法の適用による適正規模確定を基本方針とする。建設時期の確定については、排出管理手法の適用による適正規模の確保が困難になる時期などを考慮する。

(4) 最終処分場の確保

本計画を策定する過程においてはまず、最終処分場に関する複数の構想（残渣などの資材化構想や市域内処分場施設整備構想、他）を調査する。その結果、民間業者への委託処分については、諸手続の整備によりその適正な利用を図り、フェニックス計画については、その長期間活用が可能になるよう関係方面に働きかけることなどを基本とする。

(5) 施設の適正配置

候補地については、敷地の形状や周辺の土地利用、人口集積、搬入条件などの項目を通じて利用条件の評価をし、それらを通じて北部施設用地に対する建築計画の立案を行なうことを確定した。

(6) 適正技術の調達

都市ごみを一括混合して焼却し最終処分する方法は限界にきているため、ごみ質の分離をベースとする適正な技術を、合理的かつ公正な性能発注手続を経て調達する必要がある。

(7) 行財政手法の確立

都市廃棄物処理事業に関する事業会計制度は、事業会計が単年度主義であることや、投資的支出の取扱いがまちまちであることなどの制約があるため、企業会計の発想を導入した本市独自の廃棄物事業会計手法を確立する必要がある。また、減量、二次公害の未然防止などに関する費用効果分析を行財政施策を評価するための指標とする分析手法の開発を行なう。

(8) 実施工程計画の立案（詳細は略す）

(9) 循環社会開発センターの構想設計

当センターの機能は、選別破碎処理機能、回収資源の物流センター機能、市民リサイクル活動機能、および循環社会開発研究機能からなるものとする。

2.『吹田ごみ物語』歴史年表

1925年	大正14年8月	吹田町衛生組合が設立され、ごみは肩曳車で集められる
1935年	昭和10年	最初の焼却場を現在の川岸町に建設
1938年	13年	町役場が有料でごみ収集を開始
1940年	15年4月	吹田町・千里村・岸部村・豊津村が合併し、市制施行
1946年	21年	ごみ収集に自転車が使用される(週1回、3分の1は焼却、残りは埋め立てられる)
1954年	29年4月	清掃法制定
	12月	吹田市清掃条例制定
1955年	30年2月	〃 施行規則制定
1956年	31年11月	ごみ処理手数料が月50円から40円に値下がる
1959年	34年8月	コンクリート製のごみ箱が使われはじめる
1960年	35年8月	ごみ収集車が三輪自動車になり、その後、トラックに
1962年	37年3月	ボリ容器がごみ箱として使われはじめる 千里ニュータウン入居開始
	4月	ごみ収集の一部を業者委託
	9月	吹田市民生保健部内に清掃課、庶務係・収集係・処理第1係・処理第2係が設置される(課員116名)
	38年9月	吹田市塵芥焼却炉建設調査委員会設置
1964年	10月	清掃事務所建設工事着工
	39年3月	〃 竣工
	4月	吹田市役所に保健部設置(所員67名) 吹田市清掃事務所事務分掌規程制定 はじめてパッカー車が使用される
	7月	第1次油谷埋立処分地の運用開始
	40年4月	南清掃工場建設工事着工
1965年	10月	吹田市電気工作物保安規則制定 高野台においてごみ焼却場の建設着工 第2次油谷埋立処分地の運用開始
	41年4月	高野台ごみ焼却場の建設工事中止
	6月	南清掃工場建設工事竣工(50t 2基・1日8時間操業)
1966年	10月	吹田市清掃条例の一部改正(一般家庭のごみ処理手数料を無料に)
	42年1月	一般家庭のごみ処理手数料が無料に
	4月	俗位埋立処分地の運用開始
1967年	12月	第1次油谷埋立処分地の運用終了
	43年6月	北塵芥焼却場建設事務所設置
	9月	俗位埋立処分地の運用終了
1968年	10月	北清掃工場建設工事着工
	11月	吹田市南清掃工場規程制定 南清掃工場16時間運転開始 第2次油谷埋立処分地の運用終了

1968年	昭和43年12月	浜埋立処分地の運用開始
1969年	44年4月	吹一学区で定日・定時・分別・梱包収集方式(可燃・不燃の2種分別)のテスト開始
	10月	枚方埋立処分地の運用開始
	11月	定日・定時・分別・梱包収集方式実施に伴い、清掃条例の一部改正
	12月	浜埋立処分地の運用終了、茨木埋立処分地の運用開始 日本万国博覧会会場から排出される汚物処理に関する手数料について、吹田市清掃条例の一部改正
1970年	45年2月	吹田市の機構改革により清掃管理課・清掃第1課・清掃第2課が設置される 北清掃工場建設工事竣工(24時間運転開始) 茨木埋立処分地の運用終了
	3月	日本万国博覧会開会
	9月	〃 閉会
	46年10月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行(大掃除の義務付け廃止)
	11月	吹田市の機構改革により衛生部、衛生庶務課・衛生課・清掃第1課・清掃第2課が設置される
1972年	47年3月	吹田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定
	4月	吹田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則制定 全市においてごみ袋を無料配布
	6月	〃 不燃物・粗大ごみが月2回収集となる
	9月	〃 可燃物が週2回収集となる
	11月	粗大ごみ前処理施設建設工事着工
1974年	49年3月	北清掃工場排ガス洗浄設備設置工事着工(29日)
	5月	粗大ごみ破碎工場運転開始(10日)
	6月	衛生課防疫事務所建設工事着工(5日) 清掃第1庁舎建設工事着工(6日)
	11月	衛生課防疫事務所建設工事竣工(30日)
	12月	清掃第2庁舎建設工事着工(10日) 吹田市公害健康被害認定審査会条例並びに規則制定(21日)
	50年1月	清掃第1庁舎建設工事竣工(31日)
1975年	3月	北清掃工場排ガス洗浄設備設置工事竣工(31日)
	4月	吹田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(一般家庭のし尿処理手数料が無料に、1日) ごみ袋配布に対する報償金交付要綱制定(配布1世帯につき半期7円、1日)
	5月	枚方埋立処分地の運用終了(31日)
	6月	上池埋立処分地の運用開始(1日)
	9月	南・北工場が部の直轄に(5日) 清掃第2庁舎建設工事竣工(22日)

1975年	昭和50年11月	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの3種分別収集開始（東地区にて、1日）
1976年	51年1月	吹田市の機構改革により衛生課が環境保健部に（16日）
	3月	吹田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（手数料改正、31日） 吹田市産汚物等取扱手数料条例制定（胞衣汚物取扱条例の全面改正、31日） 上池埋立処分地の運用終了（31日）
	6月	3種分別収集地区拡大（吹一・吹三・津雲台地区にて、1日）
	12月	〃（藤白台地区にて、1日）
	1977年	52年3月 〃（岸部中・南地区にて、1日） 4月 〃（豊津・山二・古江台・青山台地区にて、1日） 6月 〃（吹二地区にて、1日） 7月 〃（吹南・千一・岸部北・山一・山三地区にて、1日） 8月 〃（山手・高野台・桃山台・佐竹台・千二・千三地区にて、1日） 9月 〃（岸部府営住宅地区にて、1日） 12月 〃（竹見台地区にて、1日） 全市3種分別収集実施
1978年	53年7月	廃棄物処理施設建設事務所設置（25日）
	8月	一般廃棄物の処理計画の一部改正（大型の燃えるごみ月1回・不燃物月1回、31日）
1979年	54年3月	ごみに関するPR映画の制作（30日）
	4月	廃棄物処理施設北工場（第2工場）建設工事着工（1日）
1980年	55年4月	再生資源集団回収報償金制度実施（1kgにつき2円、1日）
1981年	56年9月	北工場（第2工場）火入式（1日） 北工場（第1工場）運転休止（4日） 南工場運転休止（12日） 北工場（第2工場）試運転開始（16日） 12月 〃 竣工（31日）
1982年	57年3月	大阪湾広域臨海環境整備センター設立（1日）
	4月	カレット集団回収実施（1日）
	10月	緑色ごみ袋テスト配布（東・豊津・竹見台地区にて、1日）
1983年	58年4月	再生資源集団回収報償金引き上げ（1kgにつき3円、1日）
	10月	ごみ袋を緑色に変更（1日）
1984年	59年4月	吹田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（手数料改正、1日） 吹田市産汚物等取扱手数料条例の一部改正（手数料改正、1日） 一般廃棄物の処理計画の変更（吹田市による産業廃棄物処分の廃止、1日）
1985年	60年10月	吹田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の名称変更（吹田市廃棄物の処理及び清掃に関する規則）及び浄化槽法関係の全面改正（1日）
	11月	新分別収集社会実験調査（桃山台・吹東町にて各100世帯）
1986年	61年3月	吹田市廃棄物処理基本構想・基本計画策定
	4月	吹田市廃棄物問題市民懇話会発足
	11月	再生資源集団回収報償金引き上げ（1kgにつき5円、1日）
1988年	63年11月	5種分別モデル地区（桃山台・吹東町・幸町・垂水町3丁目）で収集開始（1日）

1989年	平成元年1月	吹田市の機構改革により環境部が設置される（20日）
	8月	5種分別収集本格実施移行開始（3地区、約6,000世帯、1日）
1990年	2年1月	5種分別収集地区拡大（第1期）（約32,000世帯、1日）
	2月	吹田市破碎選別工場・資源リサイクルセンター建設工事着工（1日）
	4月	一般廃棄物の処理計画の変更（1日）
	5月	5種分別収集地区拡大（第2期）（約6,000世帯、1日）
	7月	市内全事業所対象に訪問調査開始（ごみ減量・分別資源化の要請、排出状況調査）
	11月	5種分別収集地区拡大（第3期）（約20,000世帯、1日）
1991年	3年4月	再生資源の利用の促進に関する法律制定（26日）
	6月	5種分別収集地区拡大（第4期）（約20,000世帯、1日）
	9月	生ごみみたい肥化器具設置補助金交付制度実施（1日）
	10月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正（5日） 再生資源の利用の促進に関する法律施行（25日）
	11月	5種分別収集地区拡大（第5期）（約19,000世帯、1日）
1992年	4年2月	大阪湾広域臨海環境整備センター泉大津沖埋立処分場へ残灰搬入開始
	3月	財団法人千里リサイクルプラザ設立（16日）
	4月	再生資源集団回収実施団体に対する回収用器具貸与事業実施（1日）
	6月	5種分別収集地区拡大（第6期）（約20,000世帯、1日） 〃 全地区で実施（1日）
	7月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行（4日）
	8月	吹田市資源リサイクルセンターの愛称「くるくるプラザ」及びリサイクル推進シンボルマーク決まる（13日）
	9月	破碎選別工場竣工（30日）
	10月	エコショップ（ごみ減量・リサイクル推進宣言店）登録開始（1日）
	11月	吹田市資源リサイクルセンターオープン（1日） ごみ排出啓発に関する報酬金交付要綱制定（1世帯あたり半期8円、1日） 吹田市の機構改革により環境事業部が設置される（17日）
1993年	5年3月	新しいごみ処理システム・リサイクルに関する啓発ビデオ制作（31日）
	6月	事業所ごみ減量・資源化のモデル事業として、市施設から排出される廃棄文書等紙ごみの資源化開始（1日）
	8月	牛乳パックの拠点回収開始（19日）
	10月	吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例制定（14日）
1994年	6年3月	〃 規則制定（16日）
	4月	〃 条例・規則施行（1日） 再生資源集団回収報償金引き上げ（1kgにつき7円、1日） ごみ排出啓発に関する報償金交付要綱改正（1世帯あたり半期35円に、ごみ袋配布に対する報償金交付要綱廃止、1日）
	9月	吹田市廃棄物減量等推進審議会委員嘱託（1日） 平成6年度第1回吹田市廃棄物減量等推進審議会（2日）

3. 吹田市の人口とごみ収集量の推移

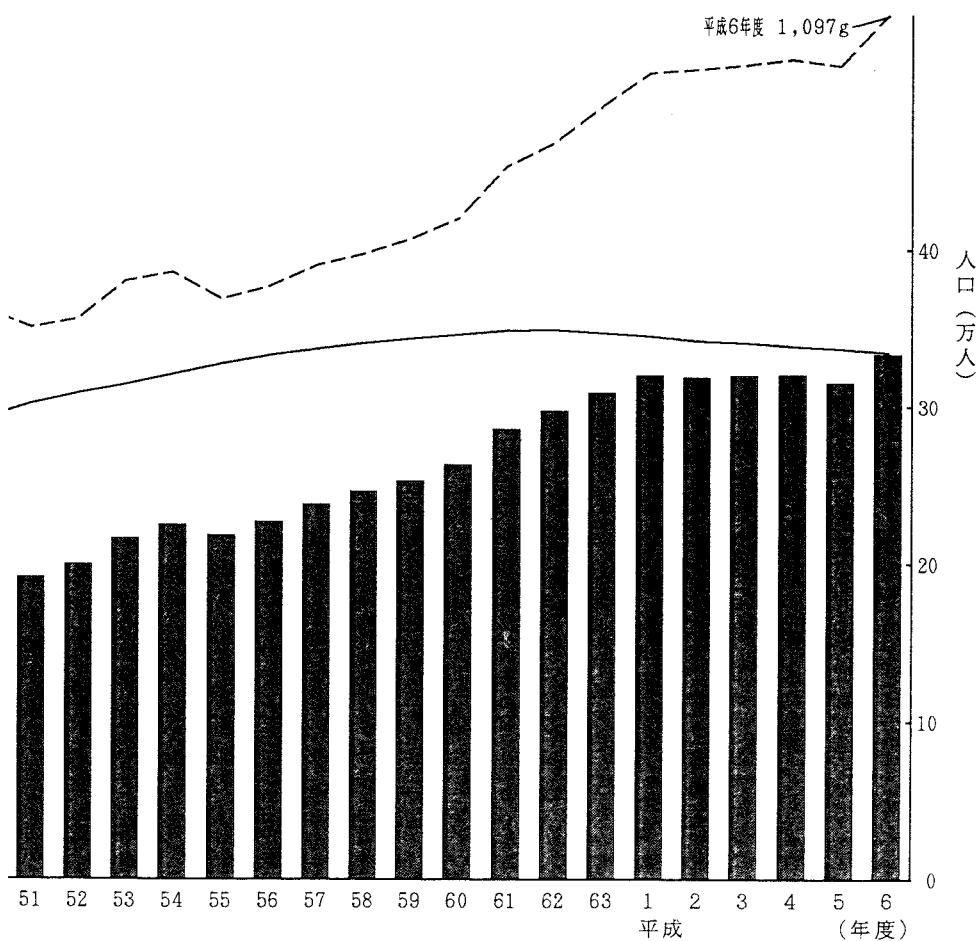
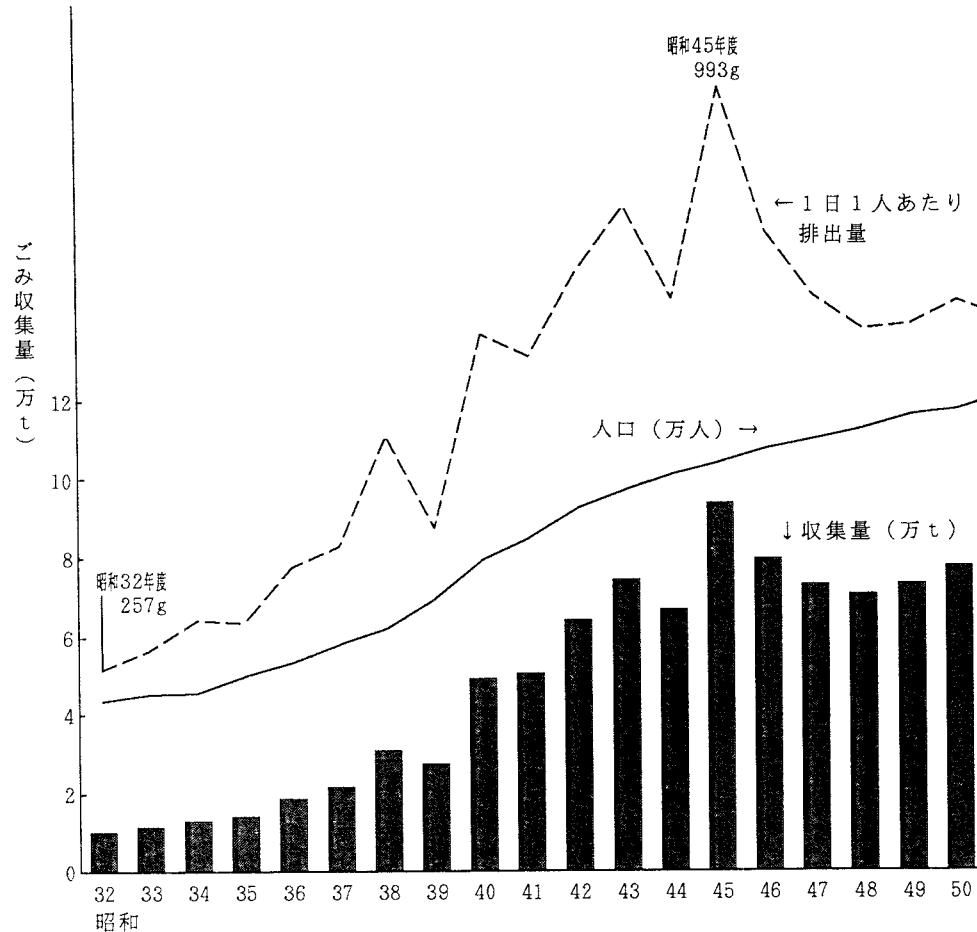
年 度	昭和 32	33	34	35	36	37	38	39
人 口(人)	108,738	112,227	113,233	124,028	132,613	144,081	154,009	172,870
ごみ収集量(t)	10,204	11,518	13,220	14,313	18,662	21,723	31,126	27,527
1日1人あたり排出量(g)	257	281	* 319	316	386	413	* 552	436

年 度	昭和 51	52	53	54	55	56	57	58
人 口(人)	301,709	308,731	314,235	320,624	326,968	332,944	336,354	340,563
ごみ収集量(t)	77,066	80,232	87,005	90,483	87,932	91,391	95,812	99,019
1日1人あたり排出量(g)	700	712	759	* 771	737	752	780	* 794

40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
197,272	211,506	230,413	241,821	252,030	259,605	268,404	274,031	280,573	289,337	292,719
49,114	50,396	64,289	74,412	66,835	94,047	79,576	73,109	70,537	73,281	77,572
682	653	* 762	843	727	993	* 810	731	689	694	* 724

59	60	61	62	63	平成 1	2	3	4	5	6
343,180	345,646	348,379	349,404	346,960	344,822	342,179	340,688	338,993	336,943	335,052
101,864	105,863	114,982	119,631	124,210	128,810	128,381	128,831	128,848	126,926	134,185
813	839	904	* 935	981	1,023	1,028	* 1,033	1,041	1,032	1,097

註：1日1人あたり排出量の*印のみ1年366日で算出



4. 吹田市概要 (参考／『平成6年度 くらしの友』吹田市広報課発行)

●市の位置(市役所の経緯度)／

東経 $135^{\circ}31'10''$ 、北緯 $34^{\circ}45'23''$

●市域／東西6.4km、南北9.6km、

面積 36.11 km^2 。北部は北摂山系を背景として標高20~110mのなだらかな千里丘陵が続き、南部は安威川・神崎川・淀川がつくる沖積低地。

●気候／海風の影響を受けて比較的温暖。

北東~北北東の風が強く、冬は西風が強い。

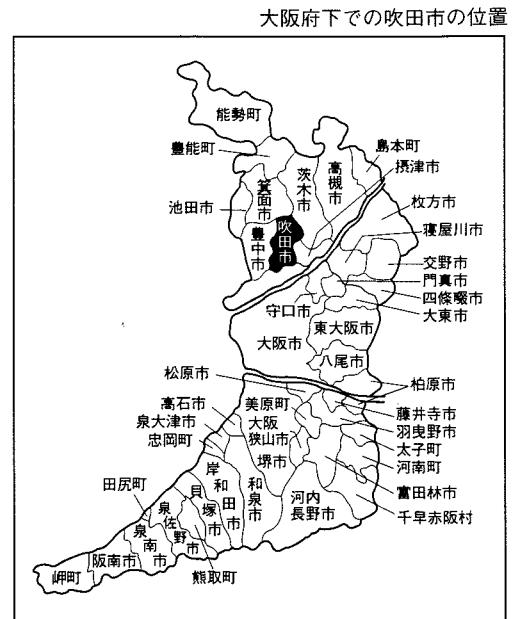
●気象(過去5年間、平成元年~5年の平均)／

気温 16.6°C (最高 37.2°C 、最低 -3.0°C)
湿度71.6%、雨量1,298.7mm

平均風速 1.9 m/s

●人口(平成6年10月1日現在の登録数)／

335,052人 (男165,907人、女169,145人)
128,713世帯



吹田のおいたち

『行基年譜』の天平13年記(741年)の中に「次田堀川」という地名があり、現在の吹田はまだ次田と書かれています。吹田の地名が書物の中ではじめて登場するのは12世紀末のことと、平安時代前期の貞觀7年(865年)に「清住寺領吹田庄」が成立したとあります。吹田がにぎわいをみせるようになるのは、神崎川(当時は三国川と呼ばれていた)と淀川を直結させる工事が延暦4年(785年)に行なわれて以後のことです。工事によって吹田は西国と京都を結ぶ陸路・水路、両交通の要所として河港が発達し、荘園が設けられ、貴族の遊行の地ともなりました。

明治9年(1876年)には大阪・京都間に官営鉄道が開通し、吹田と大阪は20分間の距離となりました。続いて明治22年(1889年)、地下水が豊富で水運のよい地の利に注目した現アサヒビールが工場を開設した上、大正12年(1923年)には国鉄吹田操車場が操業を開始し、吹田は“ビールと操車場の町”といわれるようになります。大正10年(1921年)には吹田と大阪市内を結ぶ北大阪電鉄(現在の阪急電鉄)も開通し、大阪市の商工業の発展に伴い、近郊住宅地としても開けていきました。

すでに明治41年(1908年)から町制を敷いていた吹田は、昭和15年(1940年)に隣接する豊津村、岸部村、千里村を合併し、人口65000人の吹田市が誕生します。戦後の昭和28年(1953年)、新田村のうち下新田と、そして同30年(1955年)には山田村と合併し、現在の市域となりました。市域の拡大は千里ニュータウンや万博、大学などの用地を準備し、新しい時代の基礎を築きます。

吹田の現況

市制施行後54年を経て、吹田市の人口は約34万人に膨れ上がり、大阪府下では7番目の人口を誇る都市となりました。

大阪近郊の住宅都市としての吹田が発展していく様は、大正時代の北大阪電鉄の開通にはじまり、昭和30年代(1955~1964年)の千里ニュータウンの建設・入居によって決定的となります。千里ニュータウンとそれに続く周辺の住宅開発は、千里ニュータウン入居前の昭和36年(1961年)に約128,000人だった人口を、20年後の昭和56年(1981年)には約333,000人にと急増させたのです。

人口増加はその後も続いますが、徐々に伸び率が低下し、昭和62年(1987年)には市制施行以来はじめての減少へと転じます。その後もわずかずつですが減少傾向は続き、それにもかかわらず世帯数が増え、全体としては世帯規模が小さくなる傾向が続いている。人口構成を見ると、昭和63年(1988年)に65歳以上の人口が総人口の7%を超え、市南部地域をはじめ、入居後30年を経た千里ニュータウン地域でも高齢化が進んでいます。

高度経済成長期とそれに続く時代は、人口急増の時代であるとともに、そのことに対応して都市基盤が整備されたり、現在の住宅文化都市としての基盤がつくられた時代ともいえます。昭和45年(1970年)に開かれた日本万国博覧会は、約260ヘクタールの広大な跡地を残し、ここに国立民族学博物館をはじめとする多くの文化施設が建設されました。また、その周辺地域には先に大阪大学が誘致されたのをはじめ、その後、バイオサイエンス関係の研究施設や大阪大学付属病院などが建設され、市北部地域での学術研究施設の集積が進んでいます。

万博の開催は、新御堂筋や大阪地下鉄、北大阪急行といった交通網の整備をも促し、また市の区画整理事業が実施されたこともあって、大阪市内や新幹線新大阪駅と直結した江坂地区では商業業務施設の集積が進み、大阪市に隣接した新しい都市として発展しています。

5. 参考文献

- 『環境事業部資料』吹田市役所
- 『吹田市史』吹田市役所
- 『郷土吹田の歴史』吹田市役所
- 『グラフわが町すいた』吹田市広報課
- 『くらしの友 平成6年度版』吹田市広報課
- 『快適環境推進構想 いきいき吹田／資料集』吹田市生活環境部 1994年発行
- 『創立満20周年記念誌 吹田母子会20年の歩み』吹田母子会 1970年発行
- 『千里ニュータウンの建設』大阪府 1970年発行
- 『日本万国博覧会公式記録第2巻』日本万国博覧会記念協会 1972年発行
- 『廃棄物六法』厚生省生活衛生局水道環境部衛生課編 中央法規 1995年発行
- 『知恵蔵』朝日新聞社
- 『イミダス』集英社
- 『現代用語の基礎知識』自由国民社
- 『地球環境大辞典』学習研究社 1991年発行
- 『都市デザインの手法』鳴海邦碩他編 学芸出版社 1990年発行

ここに挙げました文献を通じてたいへん多くのことを学ぶことができましたが、この研究がこうして実を結ぶまでには、その他にも実に多くの印刷物や直接お話をうかがつた方々、出版印刷関係の皆様のお世話になりました。グループ一同、ここに改めてお礼申し上げるものです。

また、はじめての試みだけに資料の不足や読み違えなども多かろうと懸念しております。お気付きの点がございましたら、ご遠慮なくご教示くだされば幸いです。

吹田ごみ行政の歴史研究から

研究メンバー／古賀孝敏・杉安正恵・堀田敦子

前波ミサヲ・山副津多子・山下宗一（市民研究員）

研究調整／土屋正春（主担当研究員）

研究経過について

私達は、これまで吹田市のごみ行政がどのような道のりをたどってきたのか、ほぼ2年間に渡りいろいろと調査を重ねてきました。はじめは簡単に考えていましたが、調べが進むにつれておもしろくなってきたこともあり、時間をかけた作業になったのです。それぞれの事件や施策がどのように関連するのか、また、それをどのような意味と考えたらよいのかなど次から次へと興味が湧いてきたのですが、時間がかかった最大の理由は実際の状況を把握することが困難だったことに尽きます。ちょっと古いことになると行政内部でも記録が残っていないことが多く、そこで関係者にお話をうかがおうとしても、退職されていて事情をわかる担当者がいなかつたりしました。またたとえば、コンクリート製のごみ箱を調べようとしても、正確な値段や製造業者がなかなか判明しないといったようなこと也有ったのです。

研究は、一貫性のないばらばらの事実を再現するだけに終わらないために、ごみの減量とそれにまつわる行政と市民の関係を中心にして、ごみ行政の全体的な歴史をまとめる方向で進められました。全体は大きく4つのパートに分けられ、第一に分別収集以前、第二は分別収集の導入、第三はごみ行政の計画化と5種分別の準備、そして最後に5種分別収集の実施という内容となったのです。

パートを分けるにあたって、分別という収集方法の導入が一番大きな区分線になることに異議はありませんでした。しかし、第三のパートにあるごみ行政の計画化と5種分別の準備と一緒にせず、ごみ行政の計画化を独立して取り上げようとの意見も出てきました。これは、ごみの収集・処理について、行政が科学的な分析を備えるようになったことの重要性をより打ち出そうとするものです。着眼点は優れていたのですが、実際の作業では大きな障害に行く手を妨げられました。というのも、5種分別の準備段階についての資料は作業の最後になって見つかったのですが、ごみ行政の計画化についての資料はいまだに十分なものが得られていません。増加する一方のごみを従来のまま集めて埋めるという方法では限界がくることを察知し、将来を予測するという先取り姿勢を打ち出したことは大きな転換点となるだけに、残念なことです。

歴史研究から学んだこと

吹田のごみの歴史を調べる中で、私達研究員がいろいろと考えたことや感想、意見を整理してみましょう。

住民の協力／全体を振り返ってみると、行政の出すプランやテストなどに対して住民が協力的だという印象を持ちました。これには、住民側と行政側、双方の事情が作用しているのではないかと思われます。住民が協力する背景としては、市域が拡大し、高度経済成長期には急激な人口の流入によって都市化が進みながらも、旧市内の自治会組織が残っていて十分に機能したことがあげられます。行政側の事情というのは、行政が住民に対して持っていた住民観とでもいうべき觀

点です。994回もの説明会を実施し、それだけの姿勢を見せればなんとか実施にこぎつけられるという考えがなければ、現在の吹田のごみ行政はありえなかったでしょう。しかし、高い理解度を得たとされるアンケート調査の結果と、その後実際に分別される正確さや適正さをさらに分析する必要があります。なぜなら、将来、分別種類数を増やすとしても、以前のような住民の協力的な姿勢が期待できるのかどうかわからないからです。また、同じ北摂の自治体でありながら吹田と違って、行政と住民がいい関係になっていないところもあるので、なぜ吹田にこのような雰囲気が生まれたのかを今後の研究テーマとして考えるのも有意義なことでしょう。

ごみのポイ捨て／家庭から出るごみの収集・処理について、市が努力を重ねたことはよくわかりましたが、道路脇にごみがポイ捨てされる状況がまったく改善されないのはなぜでしょうか。いくらごみの歴史を研究してもポイ捨てが減ることにはなりませんので、私達にはもっと現実的な研究が求められます。また、各地で実施されつつあるポイ捨て禁止条例を、吹田市も制定すべきではないかと考えました。

住民の努力／ごみの収集・処理にはたいへんなお金と手間がかかっていることを知りましたが、このコストを削減するため住民と自治体が努力するにも限界があります。ごみの減量を目指すからといって、一般住民がスーパーなどで商品を購入するのをやめるわけにはいきません。また、消費者だけがリサイクルの工夫を重ねても、その効果は微々たるものしかありません。

製造業者の努力／ごみの出ない生活を実現するためには、関係業界による新たな商品開発や流通が望されます。これまでごみを減らす努力をしていたのは一般家庭ばかりで、商品を製造し販売する立場の経済界にはまったくといってよいほど努力の跡が見られません。行使できる権限に限界があるとしても、全国の自治体の連合組織などにはそれを乗り越えて、政府や経済界にもっと強く働きかける責務があると思います。

市のフォローアップ／ごみ行政をつかさどる市はあまり余裕がないのか、5種分別の実施後にその実体について詳しく分析したり、調査を行なっています。とにかく前の問題を処理するのに追われ、ていねいなフォローアップ戦略をたてることができないよう見受けられます。994回もの説明会を開催した実績があるからには、その後も住民への積極的な働きかけを続けないと、せっかく築き上げた行政と住民との関係を維持できません。

行政内部のとらえ方／5種分別への移行をめぐっては、行政内部でも意見は二分されました。ごみ行政のプログラムを考えている側とは違って、現場で収集活動をしている立場からは「今でさえきちんとできていないのに、5種分別など無理だ」との意見が強く出されたのです。住民が排出するごみの分別が適正かどうか、今のうちに正確に分析しなければ問題は先送りとなり、将来のより細かい分別を計画する場合の大きな障害となります。また、市は5種分別の実施に際して「8割の住民が賛成すれば、全部の住民の賛成がえられたも同様だ」とする考え方を同調しましたが、分別が多様化すればするほど、賛成しない残り2割の人々による不正確な分別が悪影響を及ぼし、深刻な問題となるに違いありません。

編集後記

行政が用意すべき機会／5種分別の直前の時期、新しい収集態勢に備えて様々なことが考慮されたと担当者の方からうかがいました。それは「パッカー車がごみを収集する時、通りのどの角は曲れて、どの角は曲れないのか」や「どこそこの家の庭木が道に出ていて邪魔なので、どのようにコースを設定するか」、また「あそこにはこんなお年寄りがいるから注意が必要だ」などです。そのようなことをすべて覚えなければ仕事にならないという、現場の苦労を垣間見た気がしました。しかし、ごみを出す側はそんな苦労をまったく知らないままでいます。そんな裏舞台を知れば、住民のごみの出し方なども改善されていくと思います。市が用意しなければならないのは、住民を啓発するための舞台ではなく、現場で従事する人達や住民の意見、またそれぞれの実情を話し合うための交流の場ではないでしょうか。

子供達への教育／よりよいごみ環境を作り上げるには、市民の啓発や教育という作業が重要です。中でも、子供達への働きかけを充実させることができ大きな課題であると思います。よく小学校や中学校单位でごみ処理工場などを見学したりもしていますが、これだけではとても十分といえません。いろいろな角度からのモラルアップがはかられるべきだと思います。お菓子の箱をポイ捨てした子供を注意すると、小学生は素直に応じますが、中学生になるとたいへん反抗的な態度を取り、周囲への気遣いなど見られません。モラルアップのためには、より早い段階での行き届いた教育が必要です。この場合の教育は学校まかせではなく、というよりは学校には期待せず、むしろ地域全体での対応が求められると考えます。

これからの研究

今回、様々な出来事の流れを意味合いの違いに配慮して分けて考えるという分析的手法を採用した結果、全体の方向がそれぞれの区分や、さらにはその中のそれぞれの見出し項目の内容へと細分化していきました。次に求められるのは、逆の方向に向けての作業、つまり吹田のごみ行政を総合的にイメージ化する作業です。

しかし、その作業の前提となる研究が私達には不足しています。というより、行政の運営についての知識がきわめて少ないため、作業の柱を建てるこすらできないといった方がよいかもしれません。そんな状況を打破しようと考へつたのが、私達に不足している面を補う研究、そして廃棄物リサイクルのルールづくりに参考となる事例の研究です。

私達は研究の対象として、プラスチック素材の容器と包装をめぐる問題を取り上げることにしました。これは政策提言型の研究を目指しています。具体的な研究内容としては、①実際の市場での容器や包装の状況を調べる、②容器包装リサイクル法の法案審議の過程で明らかになった様々な問題事項をていねいに検討する（たとえば、中身メーカーや容器メーカー、さらには容器の素材メーカーなどが負うべき回収責任の問題、費用負担の問題など）、③プラスチックそのものについて勉強する（実際に見学し見聞を広めると同時に、自分達で確認作業をする）、④自治体がどの範囲までのことができるのかを勉強する、⑤市民の意識や流通業者などの意見を聞く、などです。現在、この研究は着々と進んでいます。

●「ごみ」という言葉に今まであまり関心がありませんでしたが、そのごみを2年前から少しづつ観察していくうちに、いろいろなことを考えさせられました。新品同様の品物や、まだ使用できる物が捨てられることが日常茶飯事のようになっています。そして、ポイ捨てのようにルール違反の捨てられ方もされています。そんな状況の吹田市におけるごみ処理について調査をしていくと、日常なにげなく出しているごみは処理する側にとって非常に厄介で、そしてたいへんなエネルギーを要することがわかつてきました。一人一人が注意してごみを出さない、また、出したごみを処理してくれる立場の人のことを考え、ルールに基づいて処理できる社会になればいいなと思います。

（古賀孝敏）

●この40数年、吹田市に住んでいながら、こんなに深くごみのことを考えたことはありませんでした。人間が生活していく限り、ごみ処理は切り離せない問題です。今日、人々の生活は豊かになって食生活もずいぶんと変わり、使い捨て容器やペットボトルなどの商品が街中にあふれています。もう一度、ごみの減量と物の大切さについて考えてみたいと思いました。

（杉安正恵）

●古きを訪ねて新しきを知る。昔からよく言われる言葉ですが、吹田の昔日に興味を持ち、調査に取り組んできました。図書館や市役所の情報公開課に何度も足を運んだだけでなく、以前の市長さん宅を訪問したり、市の職員の方にお話をうかがったりましたが、思った以上に過去の出来事を知るのは困難でした。

ところで、私は毎年のように海外旅行に出かけますが、いつも日本人のマナーに関する意識の低さにはあきれさせられます。経済大国である前に、良識ある人間になりたいと思います。

（前波ミサヲ）

●私自身、今回の研究テーマには非常に関心がありました。それは、大阪府下で先進的に吹田市が5種分別を実施したことを評価していたからです。

研究作業は2年という時間を要しましたが、大正末期から5種分別実施までの歴史的経過の羅列だけではなく、その内容を詳細に検証していくことができました。何よりも嬉しかったのは、O Bを含む当時の担当職員から直接、話を聞けたことです。ようやくできあがったこの冊子は、吹田市が選択した歩みそのものであり、きっと全国の自治体のひとつつの道標になるものと考えています。私自身、この冊子作りを通して、日常生活でのごみの資源化・減量化の必要性を改めて痛感しました。

（山下宗一）

●調査の必要から、はじめて吹田市議会議事録を図書館で読んでみると、議会ではごみの問題だけではなく、いろいろなことが論議されていることがわかりました。ですが、私の知りたかったこと、つまりごみに関する情報はなかなか得られず、結果的に市の職員の方たちのお話がたいへん参考になりました。ごみを出す側の視点しか持っていないかった私にとって、ごみを処理する側である職員の方々のお話は新鮮なものです。普段、なにげなく使っているごみ袋やコンテナにも様々な経緯や意味があることを知り、ごみを出す時にそういったことを意識するようになりました。今回の調査で得られた知識を、これから活動に活かしていくたいと思います。

（山副津多子）

『吹田ごみ物語』

—吹田とごみと人々と—

1995年12月13日
第一版第一刷発行

著者
千里リサイクルプラザ研究所
《社会的ルール研究会》
古賀 孝敏
杉安 正恵
堀田 敦子
前波ミサヲ
山下 宗一
山副津多子

編者
土屋 正春

表紙・扉イラスト
森 英二郎

表紙・本文デザイン
奥田 晃 (HOOP STUDIO)

編集協力
瀧谷 守 (フェイレイ)

発行所
財団法人 千里リサイクルプラザ 研究所
大阪府吹田市千里万博公園4-3 〒565
吹田市資源リサイクルセンター内
tel.06-877-5300 / fax.06-876-0530

印刷所
株式会社 フェイス

© 1995 ALL RIGHTS RESERVED by SENRI RECYCLE PLAZA
printed in Japan

SRP BOOKLET NO.1
SUITA WASTE STORY
SUITA, WASTE and CITIZENS
(1st edition/13th December, 1995)

ENVIRONMENTAL RULES UNIT
THE CITIZENS INSTITUTE
SENRI RECYCLE PLAZA

HOTTA Atsuko
KOGA Takatoshi
MAENAMI Misayo
SUGIYASU Masae
YAMASHITA Munekazu
YAMAZOE Tsutako

Editor TSUCHIYA Masaharu

Illustrator MORI Eijirou

Designer OKUDA Akira (HOOP STUDIO)

Cooperation SHIBUYA Mamoru (FAYRAY)

Publisher THE CITIZENS INSTITUTE
SENRI RECYCLE PLAZA

c/o SUITA RESOURCES RECYCLING CENTER
4-3 SENRI-BANPAKU-KOGEN, SUITA-CITY
OSAKA 565, JAPAN
tel.06-877-5300 / fax.06-876-0530

Printing FAITH Inc.



R100
(表紙)
古紙配合率100%再生紙を使用しています

R55
(本文)
古紙配合率55%再生紙を使用しています

定価 1,000円